

令和３年度 第２回 鹿児島県交通渋滞対策協議会

議事概要

1. 日 時 令和４年３月１８日（金）１０：３０～１１：４０
2. 議 事
 - １）これまでの検討経緯
 - ２）対策箇所の交通状況
 - ３）主要渋滞箇所の対策検討・立案
 - ４）官民連携による渋滞対策
 - ５）TDM 施策の取り組みについて
 - ６）次回鹿児島県交通渋滞対策協議会に向けた検討項目
3. 議事要旨
 - １）主要渋滞箇所の渋滞対策について
 - 主要渋滞箇所（１２３箇所）について、各機関で引き続き渋滞対策の検討を行うとともに、モニタリング調査を継続することを確認した。
 - 令和３年度に実施した箇所及び令和４年度以降に実施予定の主要渋滞箇所の対策について内容を確認した。
 - ２）官民連携による渋滞対策について
 - トラック・バス・タクシー事業者から要望のある渋滞箇所の対策について引き続き検討することを確認した。
 - 令和４年度のピンポイント渋滞対策予定箇所として産業道路入口交差点にて実施することを確認した。
 - ３）TDM 施策の取り組みについて
 - 時差出勤等を主体とした交通需要マネジメント（TDM）施策の取り組み状況について確認した。
 - 通勤時間について、渋滞時間帯からの分散を促すため、引き続き関係者で協力して TDM 施策を行っていくことを確認した。

以上

令和3年度 第2回鹿児島県交通渋滞対策協議会

目 次

1. これまでの検討経緯	2
2. 対策箇所の交通状況	4
3. 主要渋滞箇所の対策検討・立案	7
4. 官民連携による渋滞対策	19
5. TDM施策の取り組みについて	22
6. 次回鹿児島県交通渋滞対策協議会に向けた検討項目	31

本日の進め方

1. これまでの検討経緯



2. 対策箇所の交通状況



3. 主要渋滞箇所の対策検討・立案

...

ポイント1

短期対策・中長期対策

4. 官民連携による渋滞対策

...

ポイント2

官民連携による渋滞対策

5. TDM施策の取り組みについて

...

ポイント3

交通需要マネジメント(TDM)の実施
状況報告

6. 次回鹿児島県交通渋滞協議会に向けた検討項目

本日のポイント

(1)これまでの検討経緯

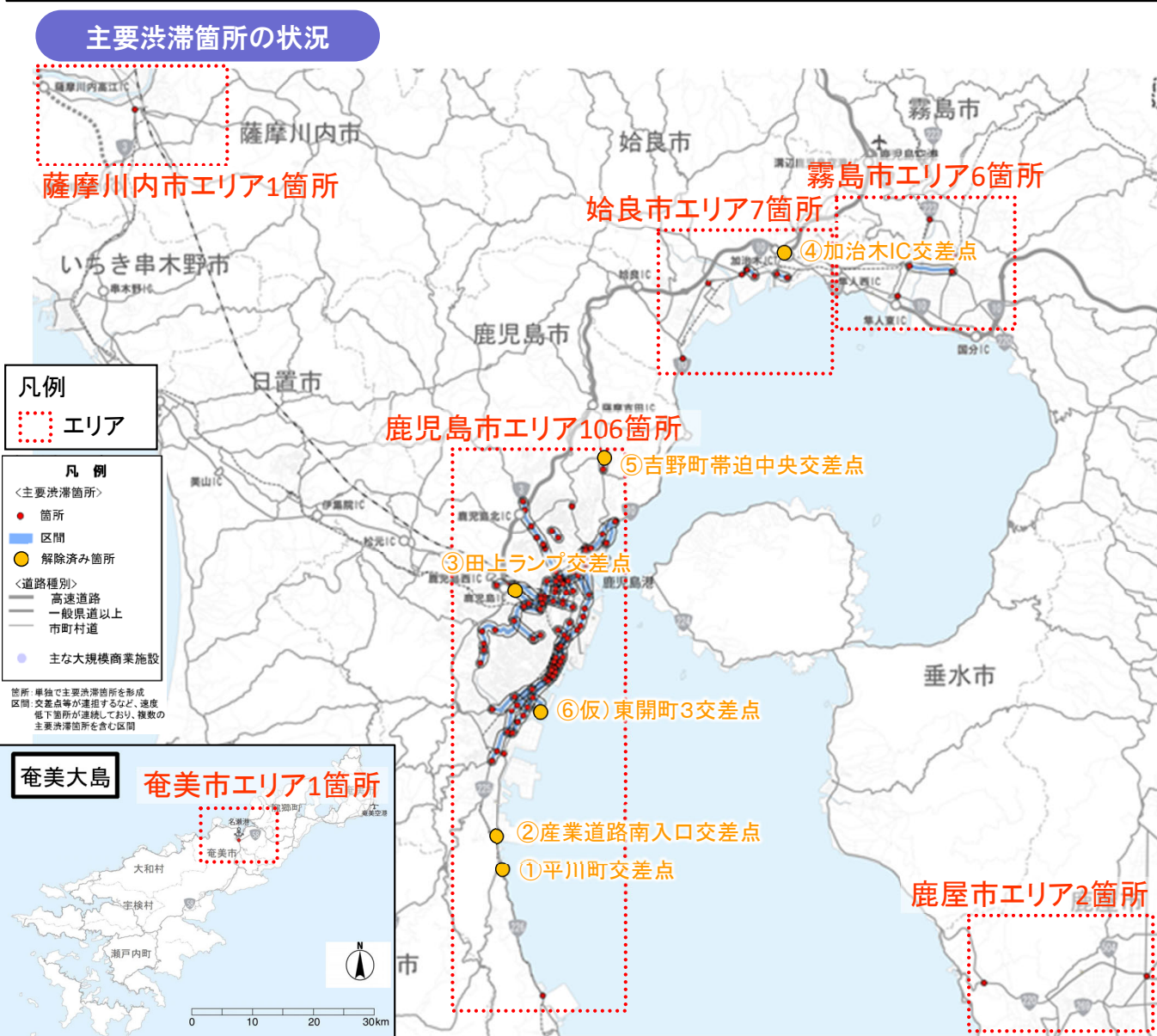
H24年度	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

2

1. これまでの検討経緯

(2)現在の主要渋滞箇所状況

○鹿児島県内の主要渋滞箇所は、平成25年1月に129箇所を選定・公表。
○これまでの対策実施による渋滞改善により、6箇所の解除を行い現在123箇所が残存。
○県内の主要渋滞箇所の約9割が鹿児島市に集中。



鹿児島県内の主要渋滞箇所(一般道)

主要渋滞箇所数		集約区間数	箇所数
6箇所解除		46区間	14箇所
当初	現在	(109箇所)	
129箇所	123箇所		

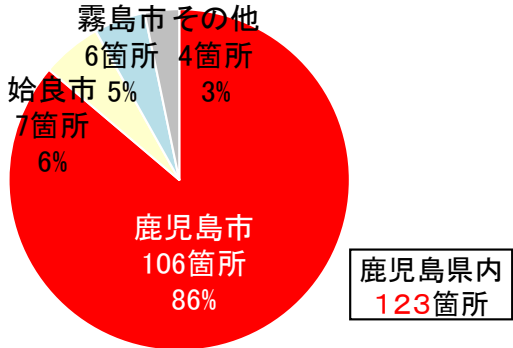
箇所: 単独で主要渋滞箇所を形成
区間: 交差点等が連担するなど、速度低下箇所が連続しており、複数の主要渋滞箇所を含む区間

主要渋滞箇所既解除箇所

交差点名	解除年度	解除理由
①平川町	H28	・全方向で旅行速度20km/h以上 ・渋滞発生無し(現地確認)
②産業道路南入口	H29	
③田上ランプ	R1	一部区間で旅行速度20km/h未満 ・現地渋滞発生無し ・信号待ち2回以上の台数5%未満
④加治木IC		
⑤吉野町帯迫中央		
⑥仮)東開町3		

H30年度に、主要渋滞箇所の特定解除フローについて見直し(P6)

主要渋滞箇所の市町別内訳

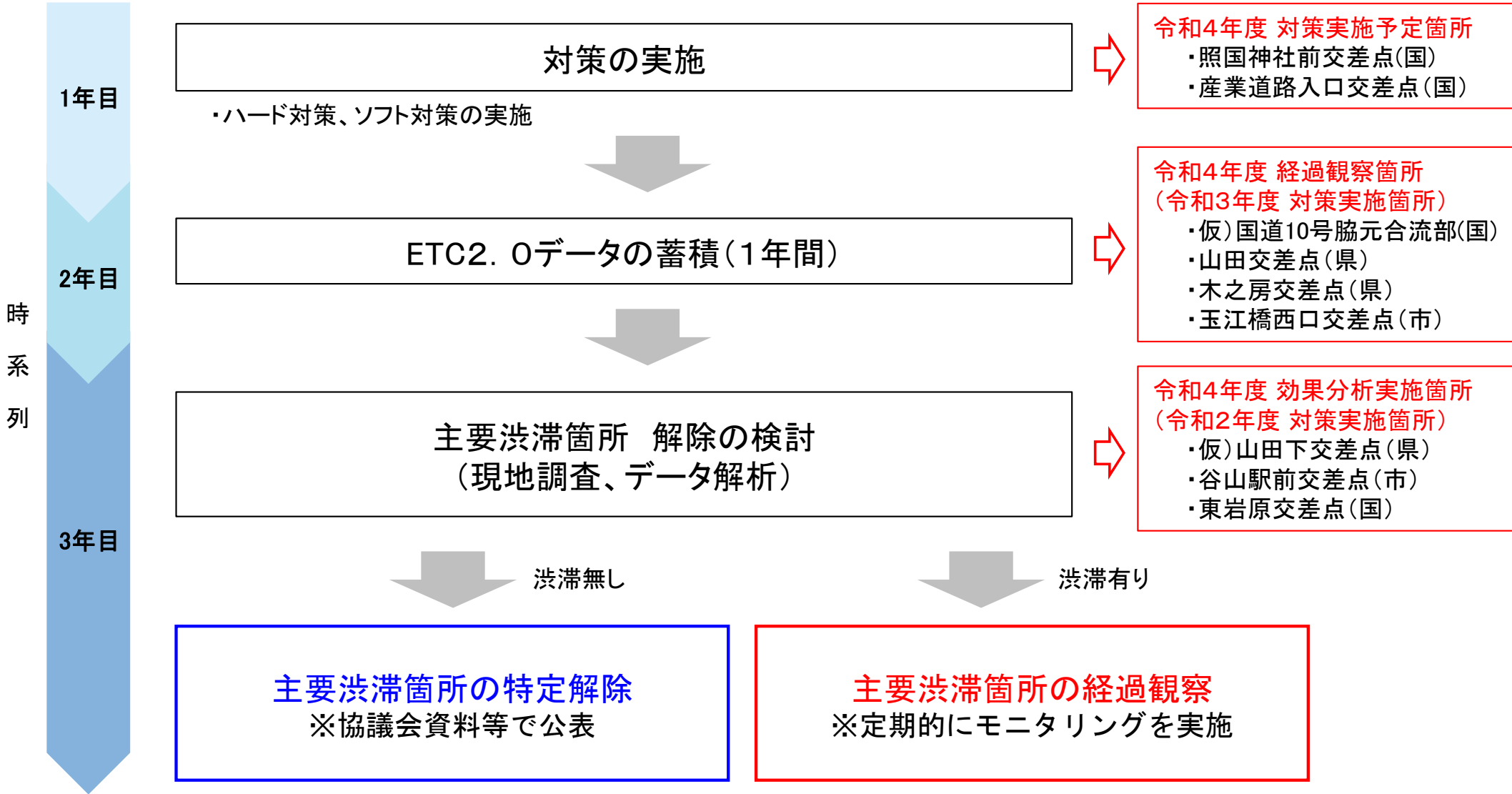


2. 対策箇所の交通状況

(1) 主要渋滞箇所(一般道)の対策実施後の取扱い(解除)について

○1年目に「対策の実施」、2年目に「ETC2.0データの蓄積」、3年目に「効果分析」を実施。

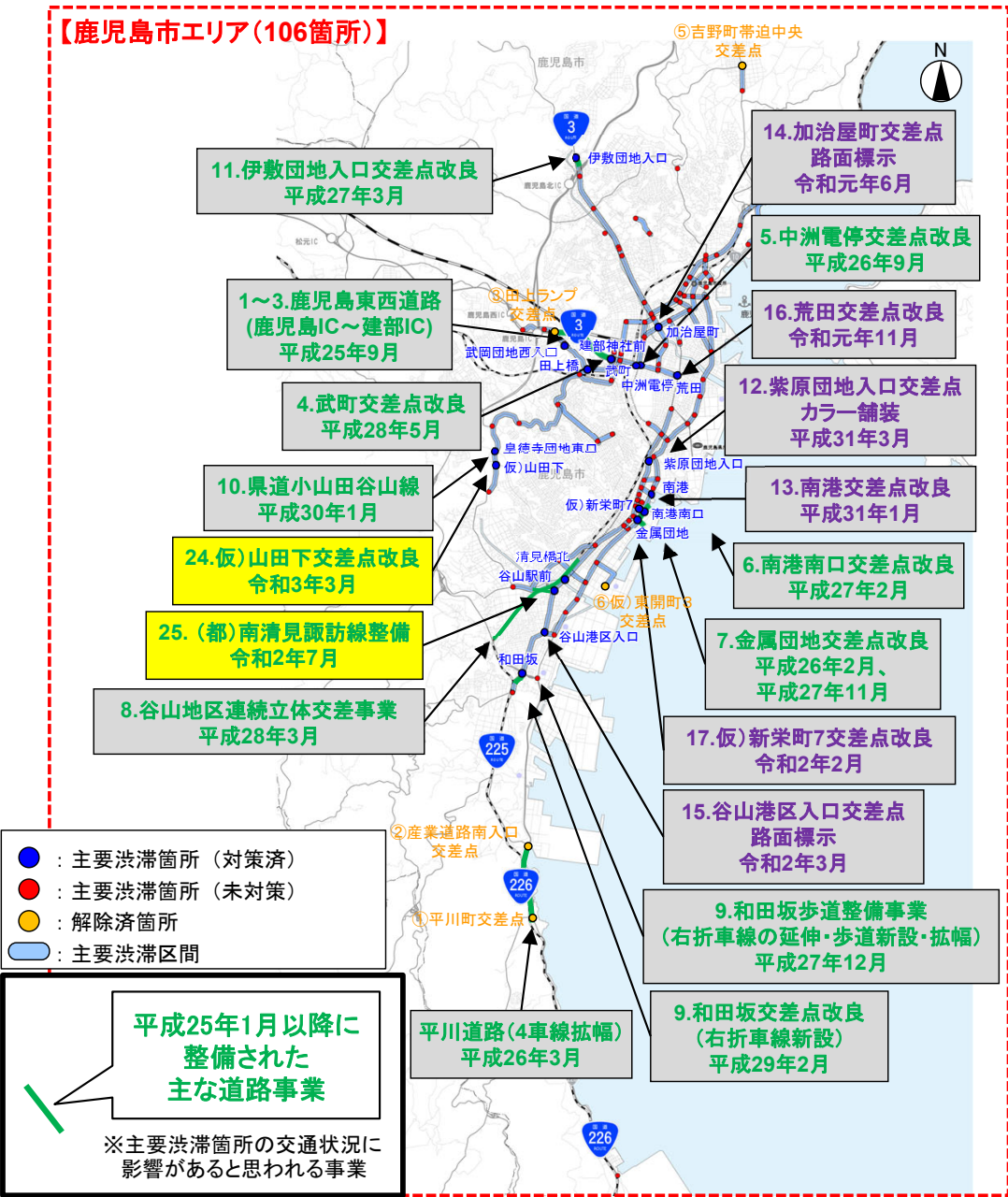
主要渋滞箇所の対策実施後の流れ



2. 対策箇所(交通状況)

(2)平成25年1月以降の対策済み箇所(1/2)

○令和3年度までに23箇所(灰色)について効果分析を実施済み、令和4年度は3箇所(黄色)について効果分析を実施予定。



効果分析の実施済み箇所 (1/2)

No.	路線	主要渋滞箇所名	ハード施策【実施者】	ソフト施策【実施者】	道路管理者	完了年次	現地調査				継続
							R1.8	R2.3	R2.8	R3.7	
1	国道3号	建部神社前	鹿児島東西道路整備【直轄】		直轄	H25.9	○				○
2	県道24号	武岡団地西入口	鹿児島東西道路整備【直轄】		県	H25.9		○			○
3	県道24号	田上橋	鹿児島東西道路整備【直轄】		県	H25.9		○			○
4	県道24号	武町	左折車線増設【県】 バスベイ新設【県】		県	H28.5		○			○
5	県道24号	中洲電停	右折車線延伸【県】 左折車線増設【県】		県	H26.9		○			○
6	県道217号	南港南口	左折車線の増設・延伸【県】		県	H27.2		○			○
7	県道217号	金属団地	左折車線の増設【市】		県	H26.2 H27.11		○			○
8	国道225号	清見橋北	谷山地区連続立体改良(立体化)【市】		直轄	H28.3	○				○
9	国道225号	和田坂	右折車線の延伸・歩道新設・拡幅【直轄】 右折車線新設【県】		直轄	H27.12 H29.2	○				○
10	県道210号	皇徳寺団地東口	県道小山田谷山線整備【県】		県	H30.1		○			○
11	国道3号	伊敷団地入口	右折車線の延伸【直轄】	カラー舗装【直轄】	直轄	H27.3	○				○
12	国道225号	紫原団地入口		カラー舗装【直轄】	直轄	H31.3			○		○
13	県道217号	南港		ゼブラ消去による右折車線延伸【県】	県	H31.1			○		○
14	県道21号	加治屋町		路面標示(右折矢印)【県】	県	R1.6				○	○
15	国道225号	谷山港区入口		路面標示(案内標識とあわせた標示)【直轄】	直轄	R2.3				○	○
16	市道中洲通線	荒田		中央帯区画線縮小による右折車線の延伸【市】	市	R1.11				○	○
17	市道新栄16号線	仮)新栄町7		路肩縮小による右折車線新設【市】	市	R2.2				○	○
小計							4	7	2	4	17

令和4年度 効果分析実施予定箇所 (1/2)

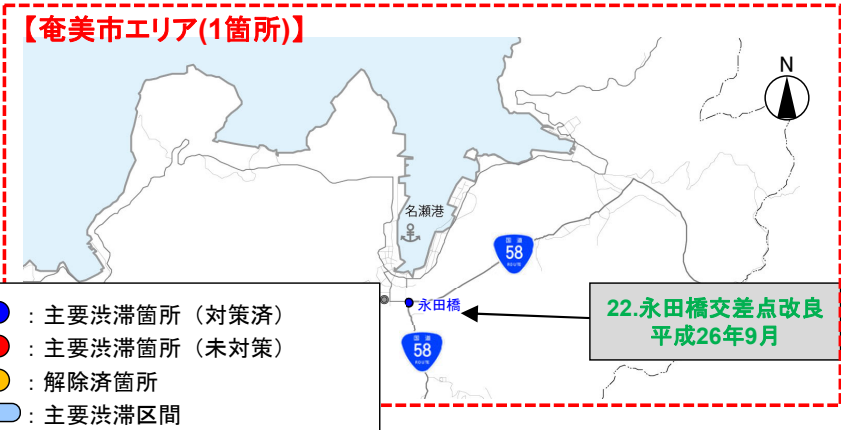
※令和2年度対策実施済み箇所

No.	路線	主要渋滞箇所名	ハード施策【実施者】	ソフト施策【実施者】	道路管理者	完了年次	現地調査	備考
							R4年度	
24	県道210号	仮)山田下	左折車線の増設(2車線)【県】		県	R3.3	○	
25	国道225号	谷山駅前	(都)南清見諏訪線整備(谷山駅周辺地区土地区画整理事業)【市】		直轄	R2.7	○	
小計							2	

※ 効果分析実施済み箇所: 23箇所 令和4年度効果分析実施箇所: 3箇所
※ 緑: ハード施策、紫: ソフト施策

2. 対策箇所の交通状況

(2)平成25年1月以降の対策済み箇所(2/2)

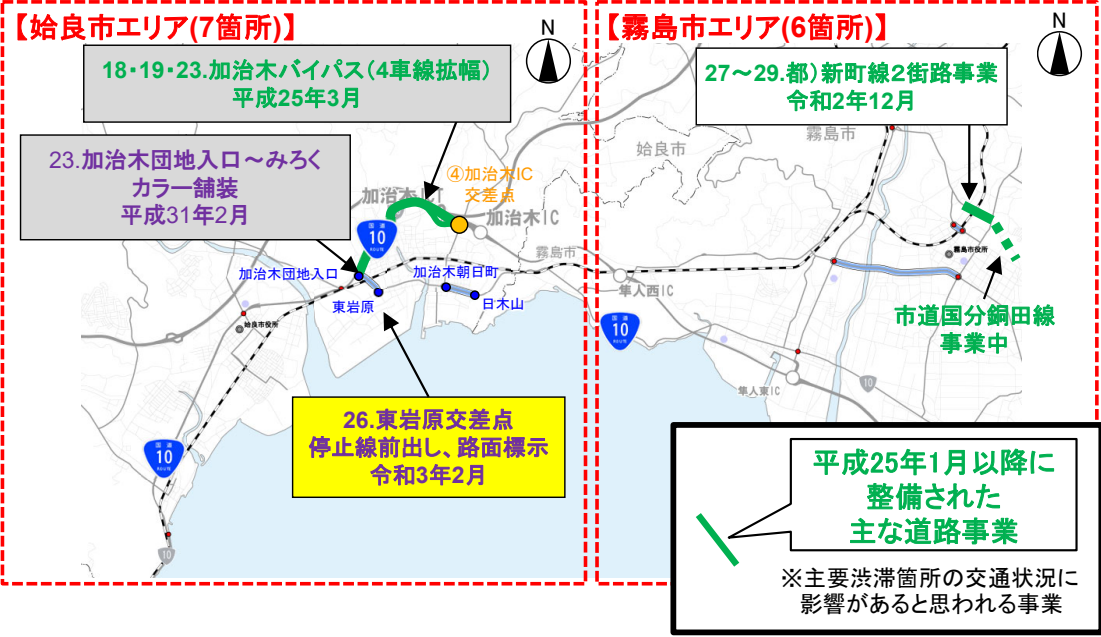


効果分析の実施済み箇所 (2/2)

No.	路線	主要渋滞箇所名	ハード施策 【実施者】	ソフト施策 【実施者】	道路 管理者	完了 年次	現地調査				継続
							R1.8	R2.3	R2.8	R3.7	
18	国道10号	加治木朝日町	加治木バイパス整備 (4車線化)【直轄】		直轄	H25.3		○			○
19	国道10号	日木山	加治木バイパス整備 (4車線化)【直轄】		直轄	H25.3		○			○
20	国道3号	川内駅	川内限之城道路整備 【直轄】		直轄	H27.3		○			○
21	国道220号	札元269	串良鹿屋道路整備【県】		直轄	H26.12		○			○
22	国道58号	永田橋	左折車線の開設【県】	右折車線の延伸【県】	県	H26.9		○			○
23	国道10号	加治木団地入口～みろく	加治木バイパス整備 (4車線化)【直轄】	カラー舗装【直轄】	直轄	H25.3 H31.2			○		○
合計							0	5	1	0	6

令和4年度 効果分析実施予定箇所 (2/2)

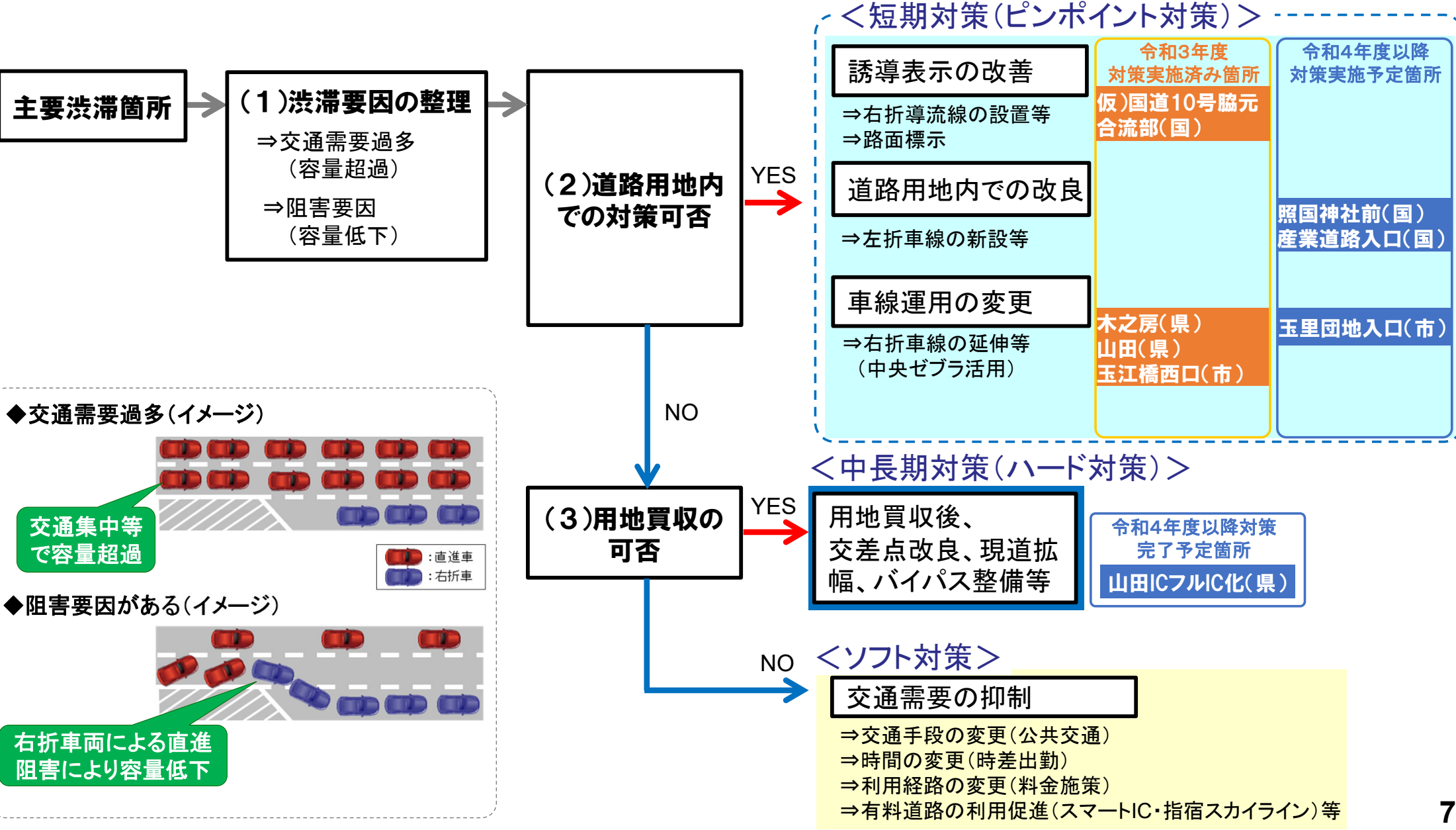
No.	路線	主要渋滞箇所名	ハード施策 【実施者】	ソフト施策 【実施者】	道路 管理者	完了 年次	現地調査		備考
							R4年度		
26	国道10号	東岩原		交差点のコンパクト化(停止線の前出し) 右折導流線の設置、導流帯の更新(引き直し)【国】	直轄	R3.2	○		
合計							1		



3. 主要渋滞箇所の対策検討・立案 短期対策(ピンポイント箇所)

(1) 鹿児島エリアの渋滞対策検討(案)

○鹿児島エリアについては、現地調査結果を踏まえ 対策メニューの検討・立案を行う。



3. 主要渋滞箇所の対策検討・立案 短期対策(ピンポイント箇所)

(2)令和3年度以降対策実施予定箇所

○短期対策として、用地内で実施可能な対策を実施予定

交差点名	路線	課題	対策方針	対策時期
山田交差点(県)	県道35号 永吉入佐鹿児島線	■右折車両の滞留により直進車両の阻害が発生	■右折車線の延伸 約30m⇒約55m	令和3年度 実施済み (R3.8実施)
木之房交差点(県)	国道223号 日当山敷根線	■右折車両の滞留により直進車両の阻害が発生	■右折車線の延伸 約34m⇒約72m	令和3年度 実施済み (R3.8実施)
仮)国道10号脇元合流部(国)	国道10号	■合流部による速度低下の発生	■付加車線の利用を促す 路面標示、区画線への 見直し	令和3年度 実施済み (R3.12実施)
玉江橋西口交差点 (鹿児島市)	市道 アリーナ中央通線	■右折車両の滞留により直進車両の阻害が発生	■右折車線の延伸 約30m⇒約60m	令和3年度 実施済み (R4.1実施)
照国神社前交差点(国)	国道3号、10号、225号	■交差点規模が大きく、処理能力が低い ■見通しの悪い交差点形状	■停止線の前出し ■路面標示の見直し (カラー舗装)	令和4年度 実施予定
産業道路入口交差点(国)	国道225号	■交通量が多く、交通容量が不足。 ■交差点が大きく、隣接交差点の右折滞留の停止判断の迷いによる無理な進入が発生。	■停止線の前出し ■路面標示の見直し (カラー舗装、 右折導流帯設置等)	令和4年度 実施予定
玉里団地入口交差点 (鹿児島市)	市道 冷水線	■右折車両の滞留により直進車両の阻害が発生	■右折車線の延伸 約65m⇒約85m	令和5年度 実施予定 (令和4年度 実施設計予定)

3. 主要渋滞箇所の対策検討・立案 短期対策(ピンポイント箇所)

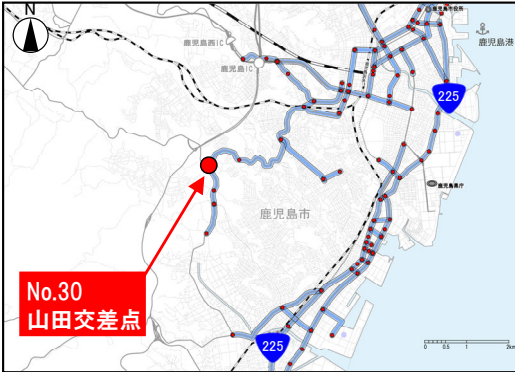
R3年度実施済み
(R3.8実施)

(3)令和3年度対策実施済み箇所 県道35号 永吉入佐鹿児島線 山田交差点(県)

《位置図①》

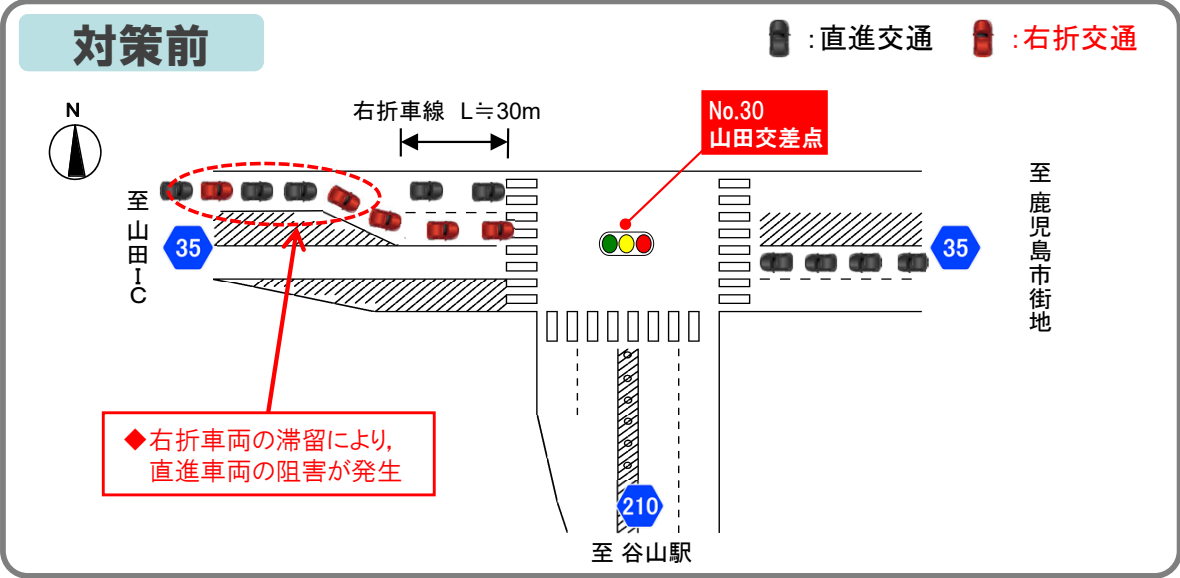


《位置図②》



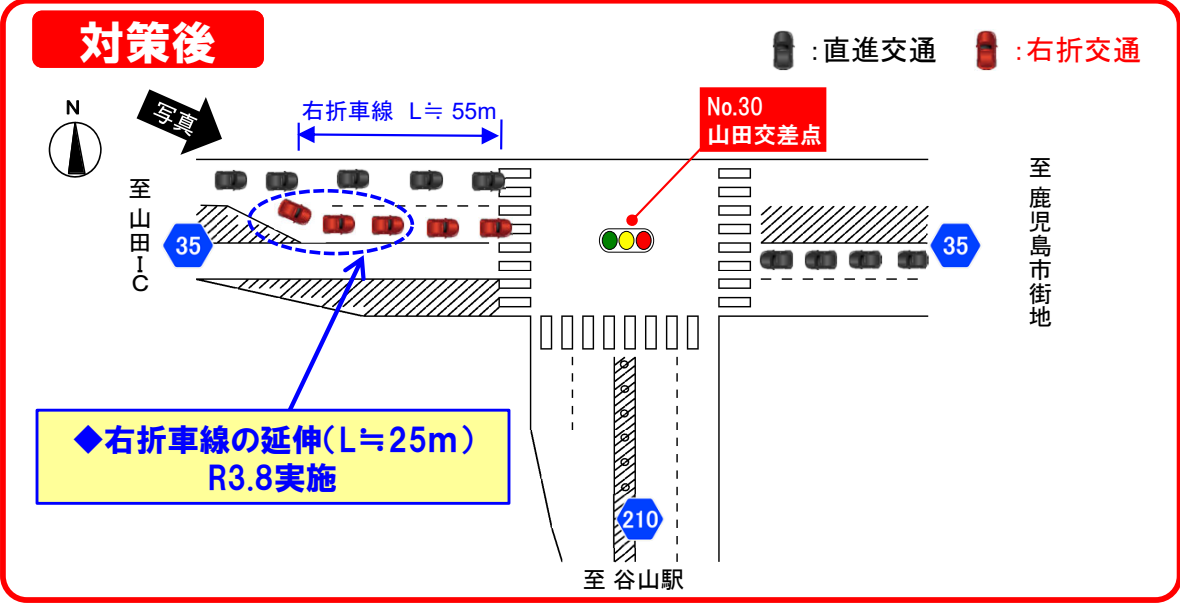
【対策】 右折車線の延伸

対策前

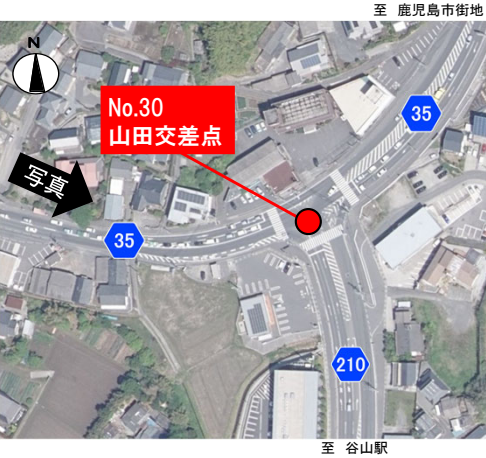


◆右折車両の滞留により、直進車両の阻害が発生

対策後



◆右折車線の延伸(L ≈ 25m)
R3.8実施



右折車線延伸による直進車両の阻害回避状況

課題・対策方針

- <課題>
- 右折車両の滞留により直進車両の阻害が発生
- <対策方針>
- 右折車線の延伸
約30m⇒約55m

3. 主要渋滞箇所の対策検討・立案 短期対策(ピンポイント箇所)

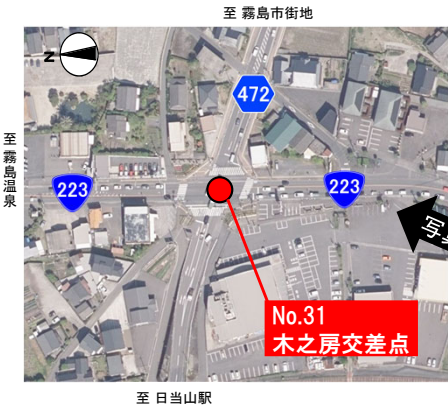
R3年度実施済み
(R3.8実施)

(4)令和3年度対策実施済み箇所 国道223号 日当山敷根線 木之房交差点(県)

《位置図①》



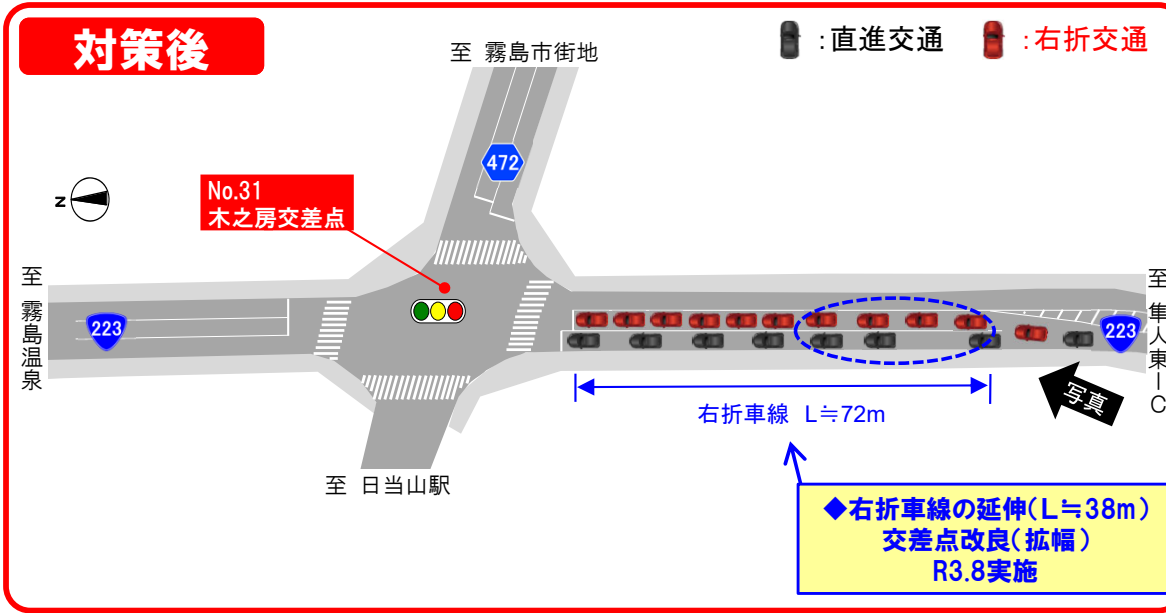
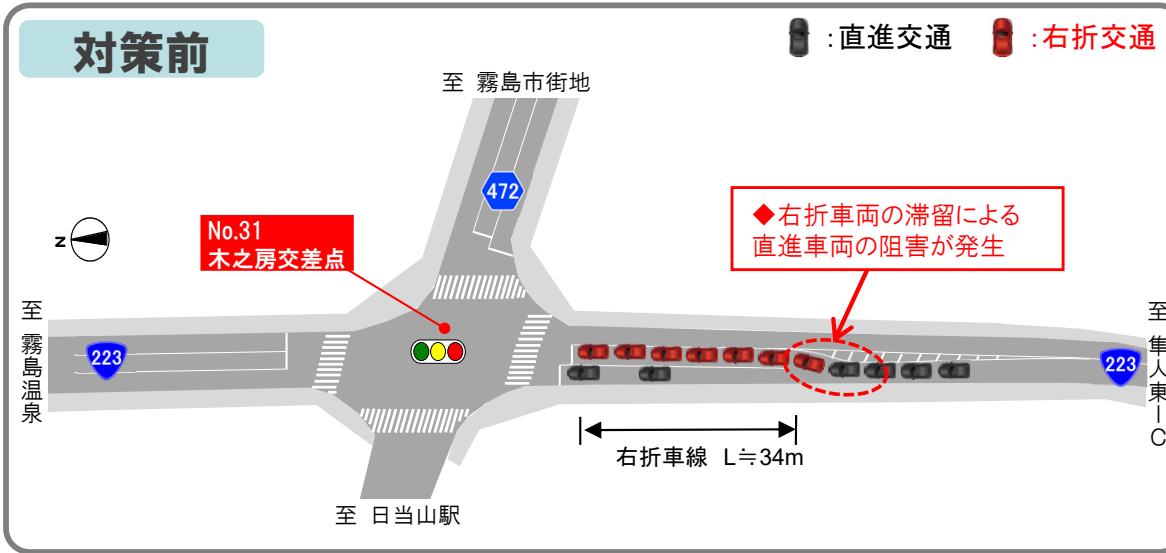
《位置図②》



課題・対策方針

- <課題>
- 右折車両の滞留により直進車両の障害が発生
- <対策方針>
- 右折車線の延伸
約34m⇒約72m

【対策】右折車線の延伸



3. 主要渋滞箇所の対策検討・立案 短期対策(ピンポイント箇所)

R3年度実施済み
(R3.12実施)

(5)令和3年度対策実施済み箇所 国道10号 仮)国道10号脇元合流部(国)

官民連携による対策

《位置図①》



《位置図②》



【対策】 付加車線の利用を促す路面標示、区画線への見直し

対策前



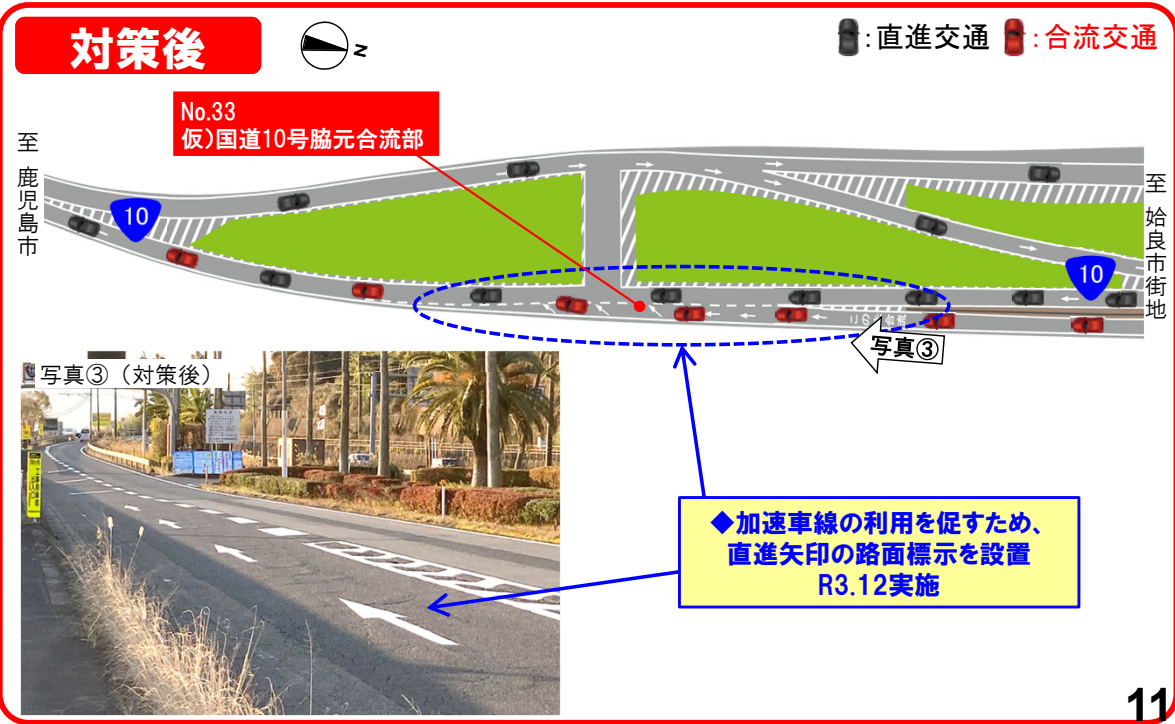
写真①



写真②



対策後



写真③ (対策後)



課題・対策方針

<課題>
■合流部による速度低下の発生

<対策方針>
■付加車線の利用を促す路面標示、区画線への見直し

3. 主要渋滞箇所の対策検討・立案 短期対策(ピンポイント箇所)

R3年度実施済み
(R3.12実施)

(5)令和3年度対策実施済み箇所 国道10号 仮)国道10号脇元合流部(国)

官民連携による対策

○脇元合流部では側道から国道10号へゼブラ区間での合流により、速度低下が発生していた。
○対策として、区画線の見直しや路面表示の新設などを行い、側道から国道10号への合流位置の適正化を図った。

対策の状況

■対策の施工状況



令和3年12月21日対策施工



■対策内容



交通状況

■交通量

単位:台

	対策前			対策後		
	国道10号	側道	合計	国道10号	側道	合計
6時台	604	431	1,035	698	403	1,101
7時台	509	410	919	543	365	908
合計	1,113	841	1,954	1,241	768	2,009

【調査日】 対策前: R3.9.28(火) 対策後: R4.1.13(木)

観測時の合計交通量は
変わらない状況

現地状況



3. 主要渋滞箇所の対策検討・立案 短期対策(ピンポイント箇所)

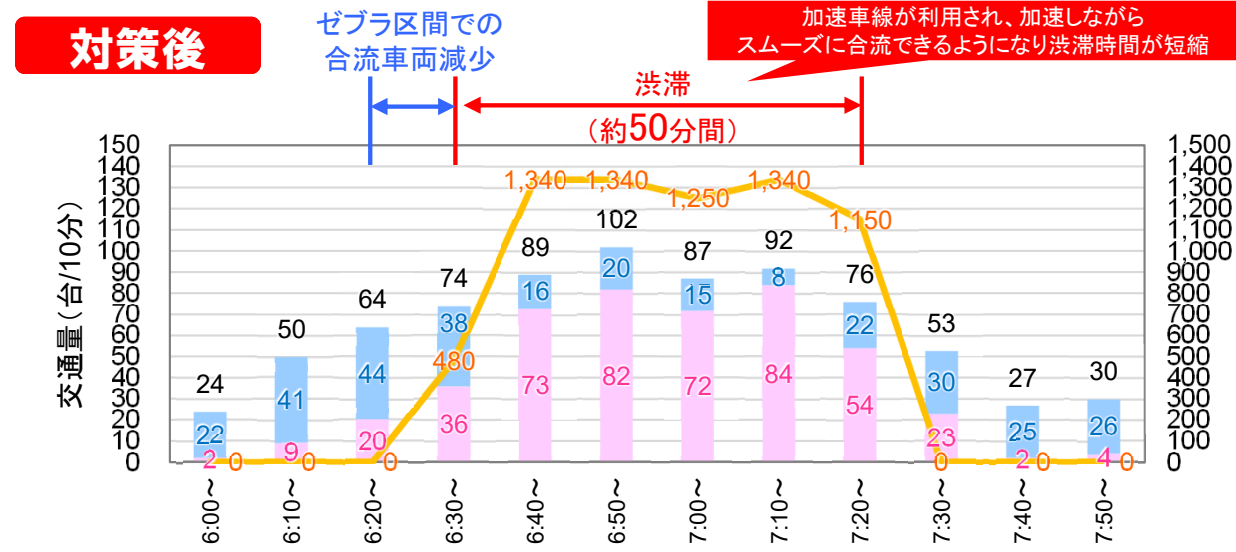
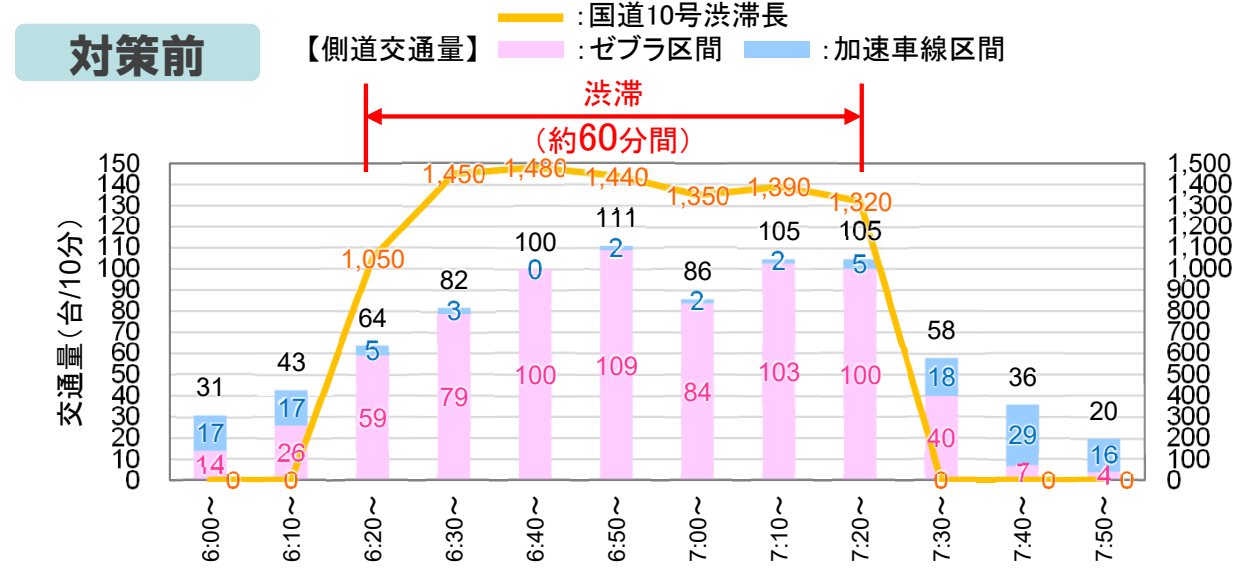
R3年度実施済み
(R3.12実施)

(5)令和3年度対策実施済み箇所 国道10号 仮)国道10号脇元合流部(国)

官民連携による対策

○対策前はゼブラ区間で合流する車両が約9割を占めていたが、対策後はゼブラ区間での合流する車両の割合は約6割へ低下した。
○対策前は加速車線が活用されていなかったが、対策後は加速車線を活用しスムーズに合流ができるようになり、渋滞する時間が短縮した。

■国道10号・側道(合流位置別)5分間交通量



■側道(合流位置別)交通量

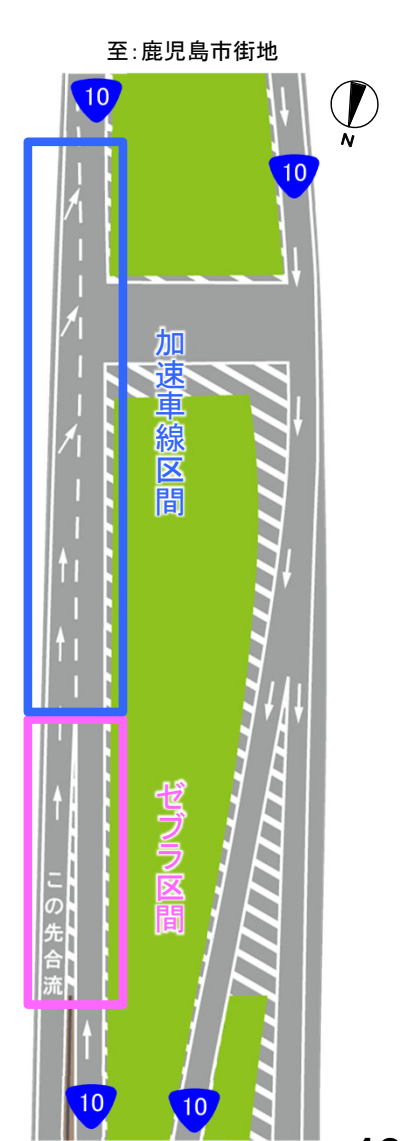
	ゼブラ区間	加速車線区間
6時台	387台 (90%)	44台 (10%)
7時台	338台 (82%)	72台 (18%)
合計	725台 (86%)	116台 (14%)

約9割が
ゼブラ区間で合流

	ゼブラ区間	加速車線区間
6時台	222台 (55%)	181台 (45%)
7時台	239台 (65%)	126台 (35%)
合計	461台 (60%)	307台 (40%)

約6割が
ゼブラ区間で合流

■合流位置図



資料:【速度低下区間長】ETC2.0プローブデータより20km/h以下に表示 対策前:R3.10(平日) 対策後:R4.1.4~R4.1.21(平日)、【交通量】実測値(調査日 対策前:R3.9.28(火) 対策後:R4.1.13(木))

3. 主要渋滞箇所の対策検討・立案 短期対策(ピンポイント箇所)

R3年度実施済み
(R4. 1実施)

(6)令和3年度対策実施済み箇所 市道 アリーナ中央通線 玉江橋西口交差点(市)

《位置図①》

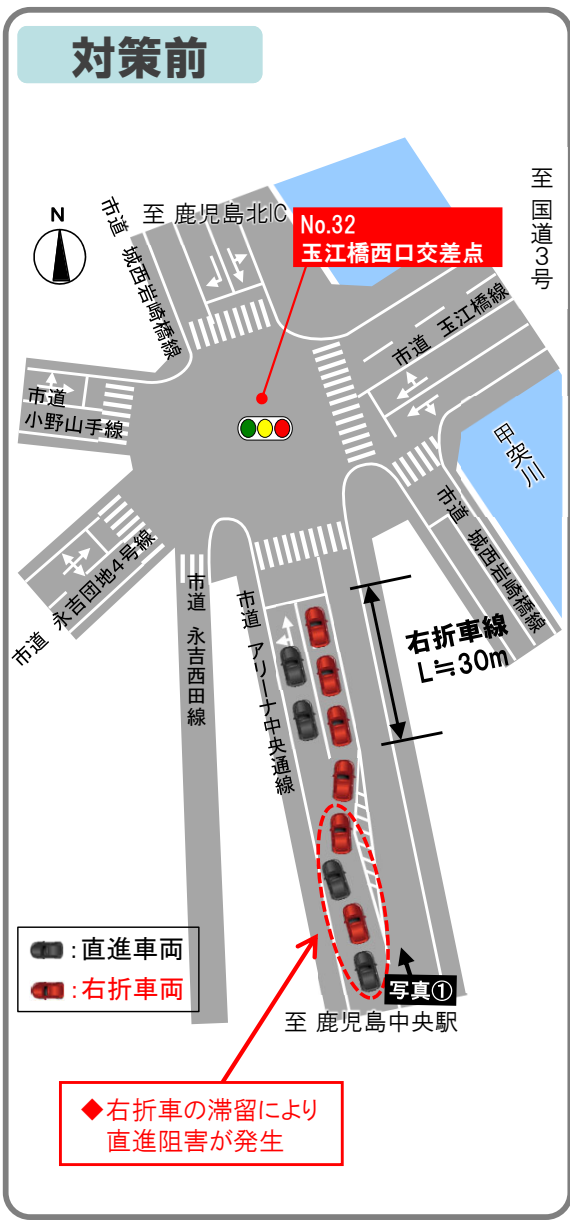


《位置図②》

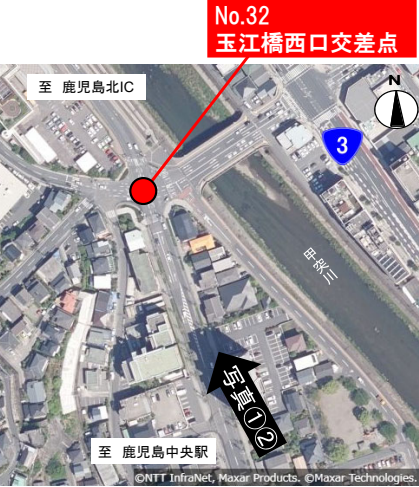
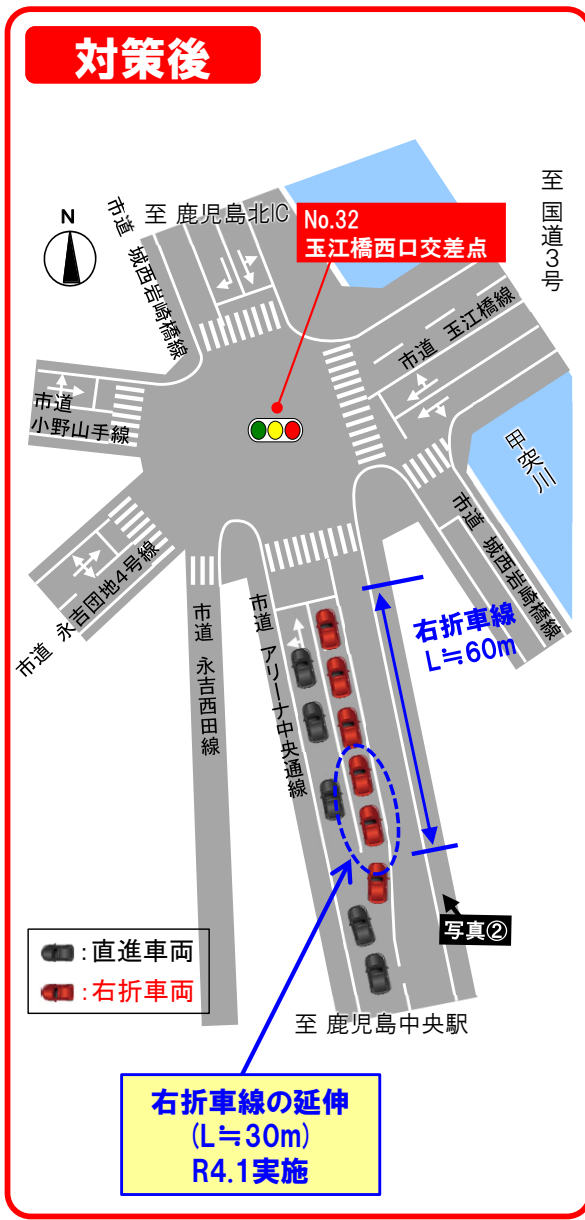


【対策】 右折車線の延伸

対策前



対策後



右折車の滞留による直進阻害状況



課題・対策方針

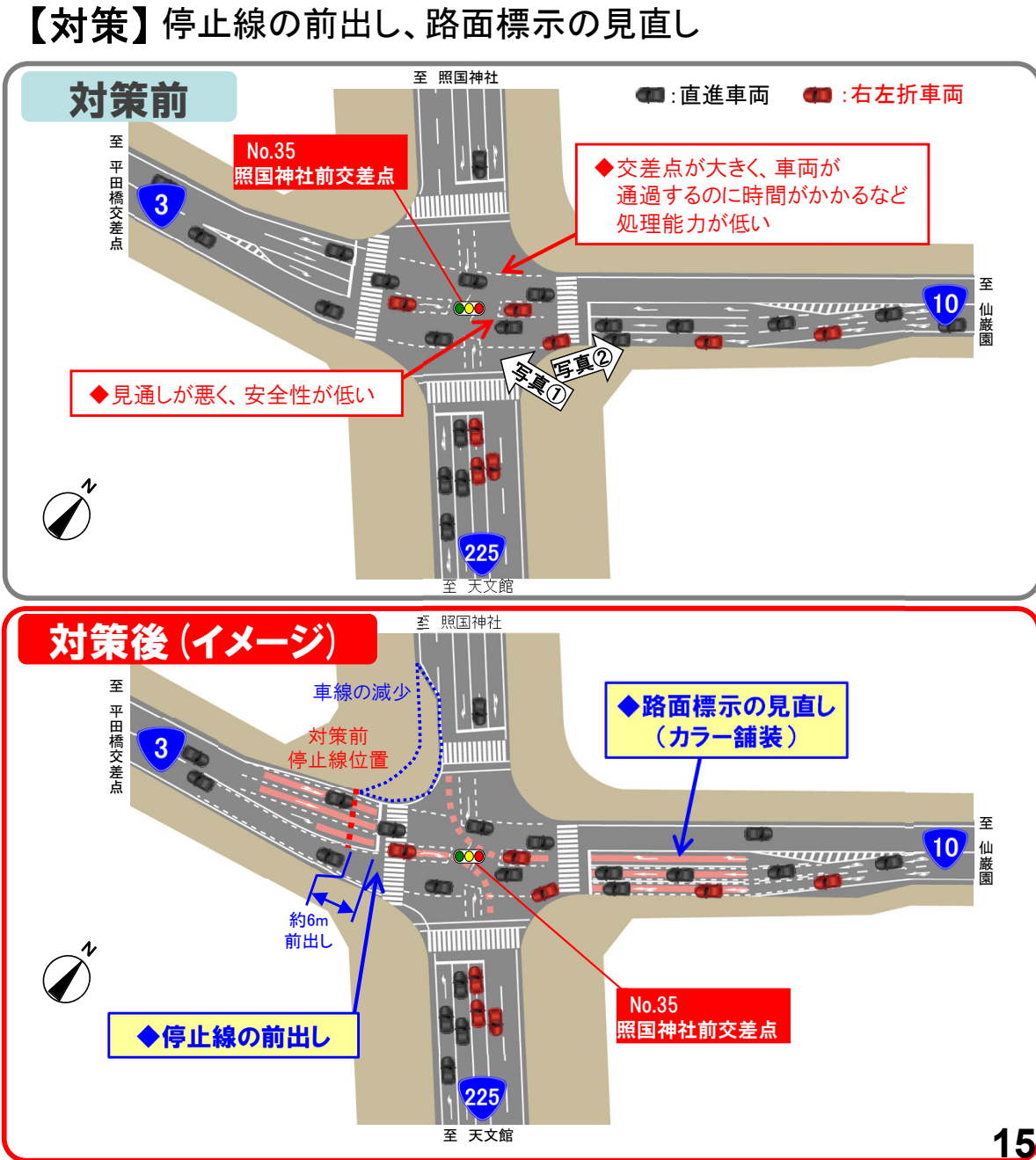
<課題>
■右折車両の滞留により直進車両の阻害が発生

<対策方針>
■右折車線の延伸
約30m⇒約60m

3. 主要渋滞箇所の対策検討・立案 短期対策(ピンポイント箇所)

R4年度実施予定

(7)令和4年度対策実施予定箇所 国道3号、10号、225号 照国神社前交差点(国)



3. 主要渋滞箇所の対策検討・立案 短期対策(ピンポイント箇所)

R4年度実施予定

(8)令和4年度対策実施予定箇所 国道225号 産業道路入口交差点(国)

官民連携による対策

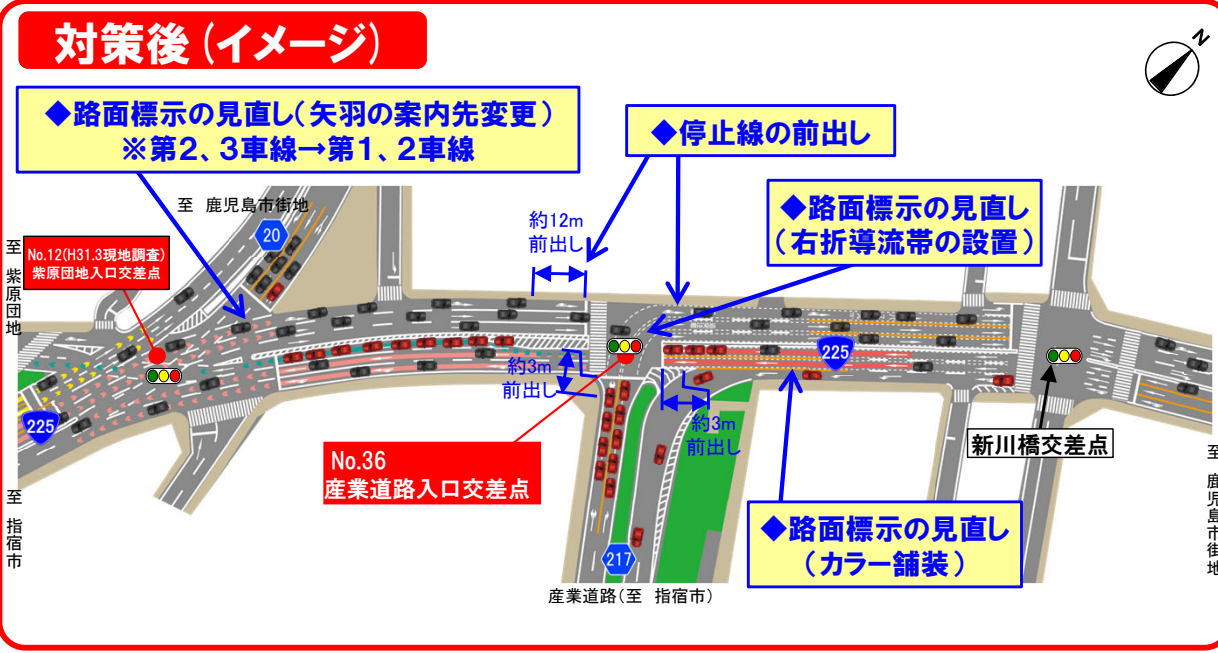
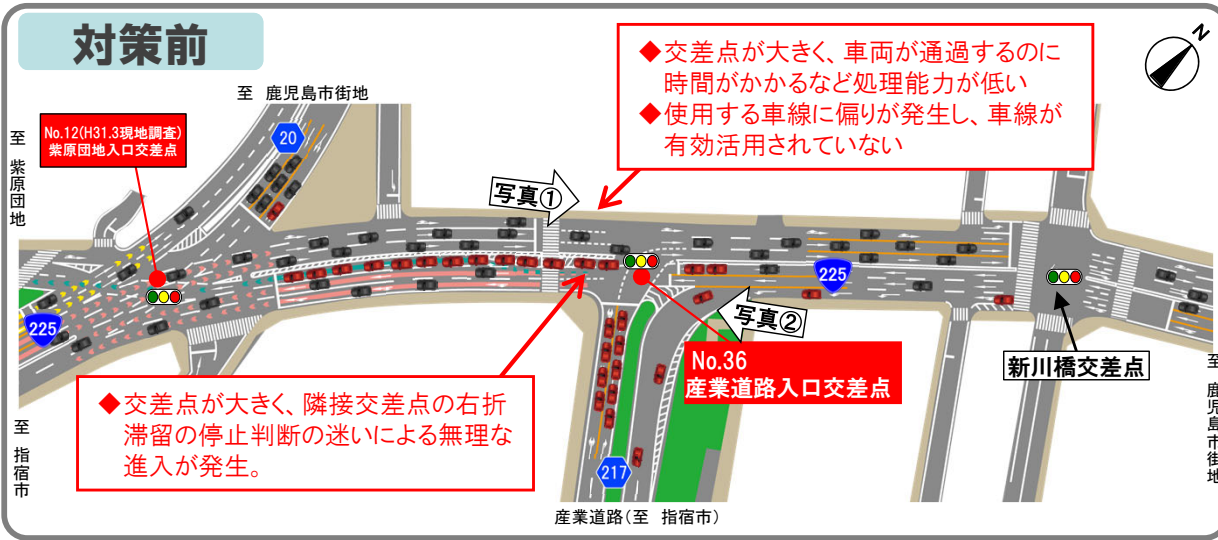
《位置図①》



《位置図②》



【対策】停止線の前出し、路面標示の見直し



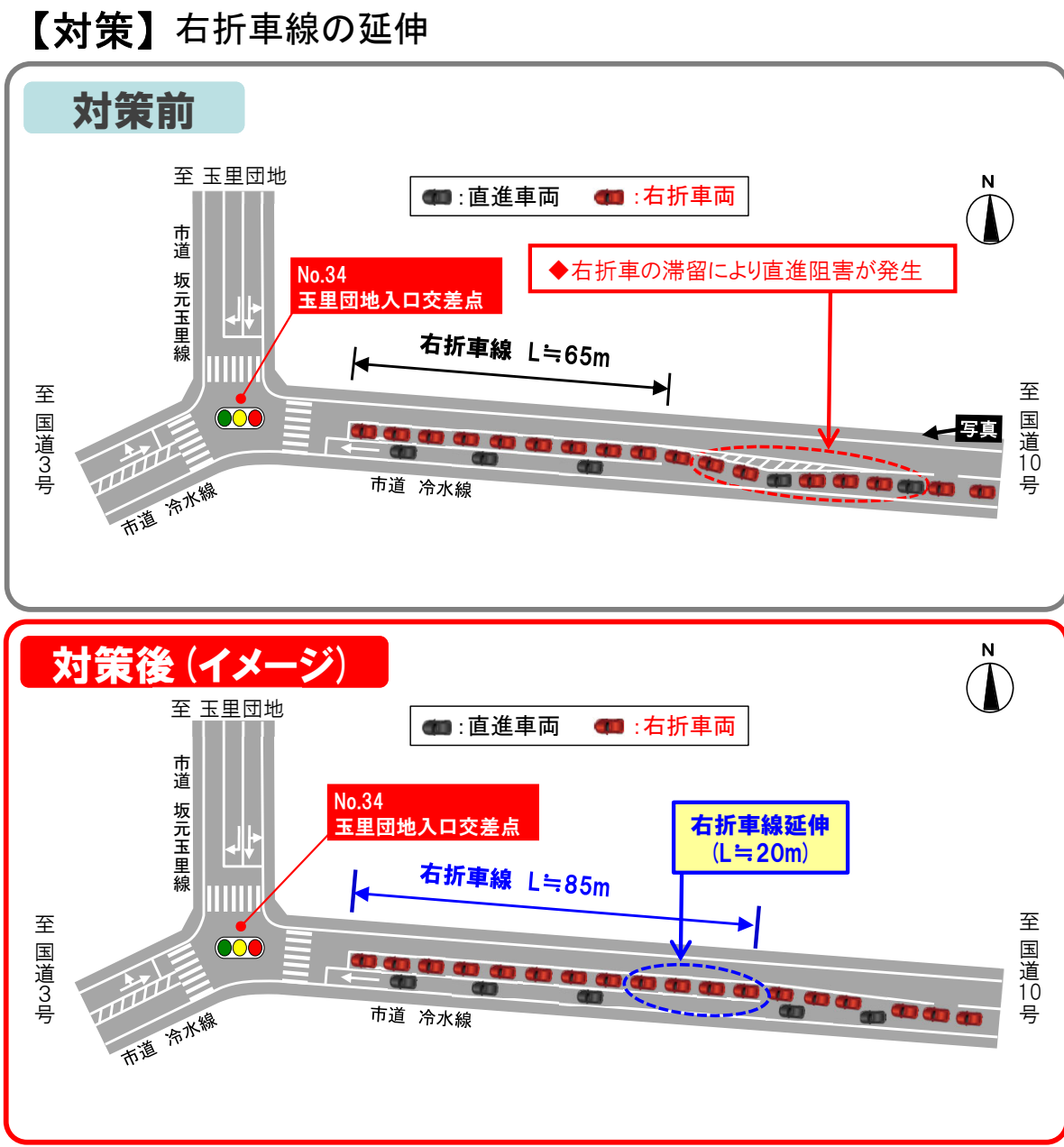
課題・対策方針

- <課題>
- 交通量が多く、交通容量が不足。また、走行車線に偏りが発生。
 - 交差点が大きく、隣接交差点の右折滞留の停止判断の迷いによる無理な進入が発生。
- <対策方針>
- 停止線の前出し
 - 路面標示の見直し(カラー舗装、右折導流帯設置等)

3. 主要渋滞箇所の対策検討・立案 短期対策(ピンポイント箇所)

R5年度実施予定

(9)令和5年度対策実施予定箇所 市道 冷水線 玉里団地入口交差点(市)



課題・対策方針

- <課題>
- 右折車両の滞留により直進車両の阻害が発生
- <対策方針>
- 右折車線の延伸
約65m⇒約85m

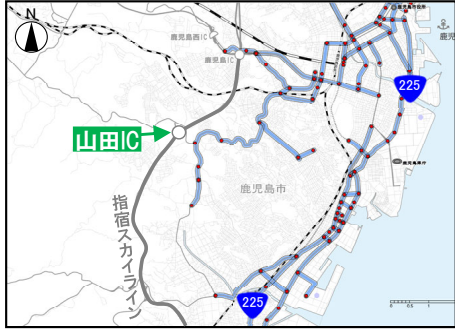
3. 主要渋滞箇所の対策検討・立案 中長期対策

(10)指宿スカイライン山田インターチェンジ フルインター化(県)

《位置図①》

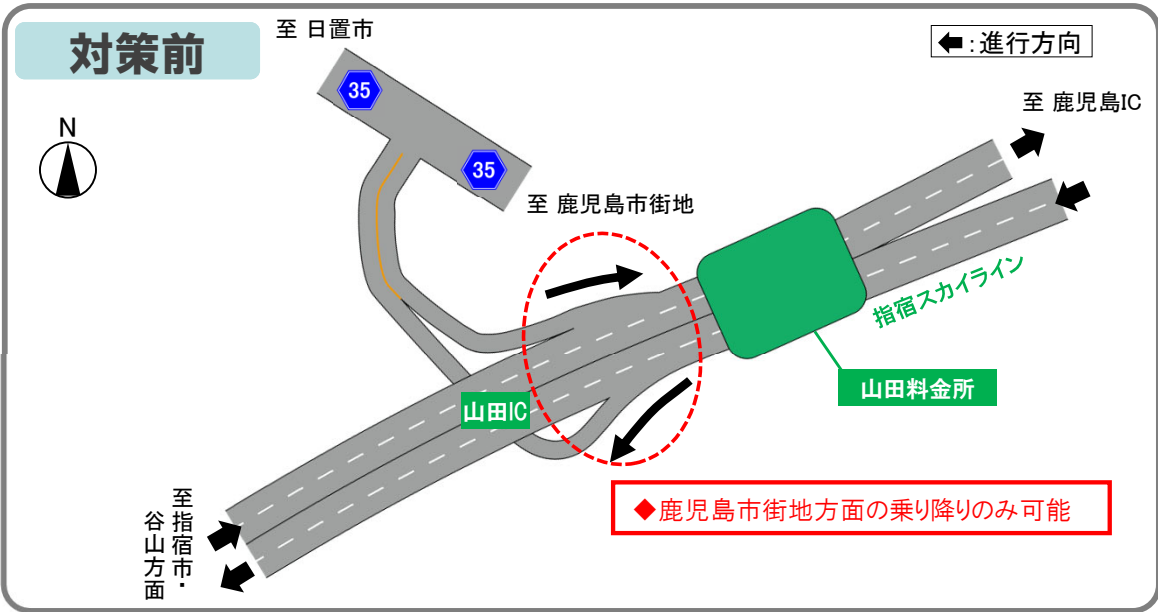


《位置図②》

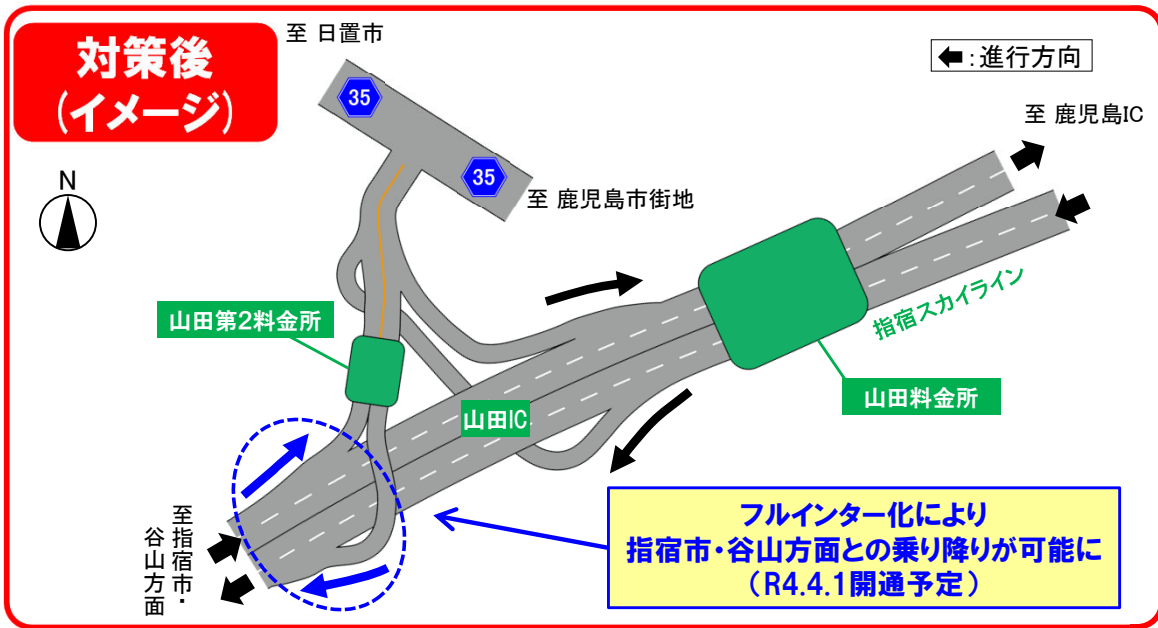


【対策】山田インターのフルインター化(令和4年4月1日開通予定)

対策前



対策後
(イメージ)



写真①



写真②



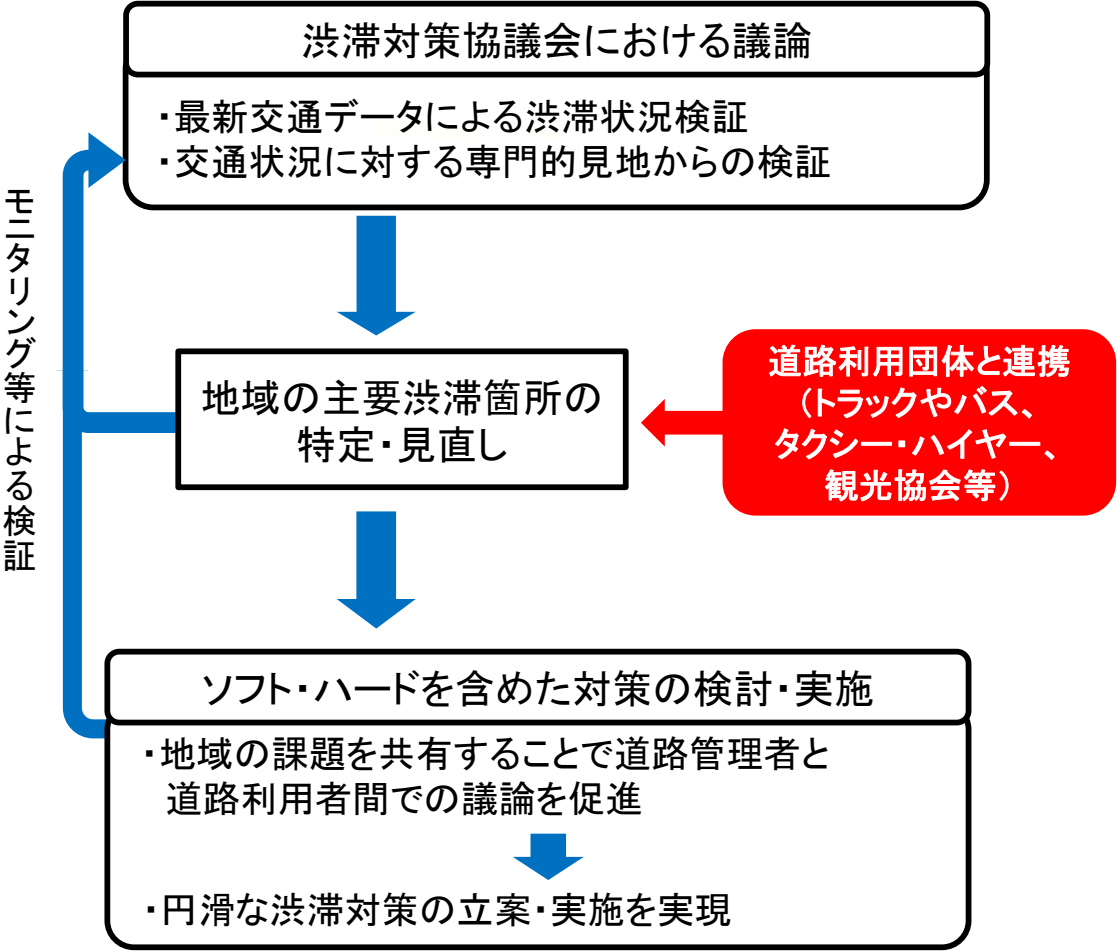
課題・対策方針

- <課題>
- 山田ICがハーフインターのため、谷山方面との出入りができず、周辺住宅地で混雑が発生
- <対策方針>
- 山田インターのフルインター化

4. 官民連携による渋滞対策

(1)官民連携による渋滞対策について

○人・物の輸送の効率化を図るため、渋滞対策協議会とトラックやバス等の道路利用者団体との連携を強化し、道路利用者目線で対策箇所を特定した上で、即効性のある渋滞対策を実施。



<トラックが渋滞に巻き込まれている状況>



<バスが渋滞に巻き込まれている状況>

引き続き、トラック・バス等事業者から見た渋滞箇所の対策を実施予定

4. 官民連携による渋滞対策

(2)道路整備促進に対する要望箇所一覧

トラック事業者		バス事業者
国道3号 小山田町交差点 国道3号 伊敷団地入口交差点～平田橋交差点 国道3号 R328バイパス入口交差点 国道10号 牧之原交差点 右折車線の延伸(牧之原) 国道10号 隼人町小浜～加治木町東岩原 右折車線の延伸・右折導流線設置 (R2年度 東岩原) 国道10号 加治木本町交差点付近 国道10号 加治木向江町交差点 国道10号 みろく交差点 国道10号 森南交差点付近「追加」 国道10号 重富付近 国道10号 始良市脇元付近 区画線見直し (仮)国道10号脇元合流部) 国道10号 三船交差点 国道10号 花倉付近 国道10号 仙巖園前交差点付近 国道10号 城山入口交差点～清水町交差点 国道220号 笠野交差点付近 車線運用変更・カラー舗装(H28年度 笠野) 国道225号 天保山大橋～郡元町交差点 国道225号～県道217号 競技場前交差点～製材団地交差点 右折車線延伸(H30年度 南港) 左折車線の増設・延伸(H26年度 南港南口) 左折車線の新設、右折車線の増設 (H25～26年度金属団地) 国道225号 産業道路入口交差点 停止線前出し(産業道路入口) 国道225号 脇田橋付近 国道225号 笹貫陸橋交差点 下り車線2車区間の延伸(笹貫陸橋) 国道447号 六月田上交差点	県道20号 郡元電停交差点 県道24号 鹿児島中央駅南交差点付近 県道24号 武町交差点 左折車線増設、バスベイ新設(H28年度 武町) 県道24号(鹿児島東市来線) 中洲電停交差点～鹿児島市道中洲通線 荒田交差点 右折車線延伸、左折車線増設(H26年度 中洲電停) 右折レーンの延伸(R元年度 荒田) 県道35号 春山交差点 県道214号 旧中央市場前交差点 県道217号(鹿児島市産業道路) 全線 県道219号(鹿児島市産業道路) 交通安全教育センター前交差点付近 県道219号(鹿児島市産業道路) 南栄6丁目2交差点 県道219号(鹿児島市産業道路) 鹿児島ふるさと物産館付近交差点 中山バイパス 希望ヶ丘団地入口交差点 【県外の道路】国道10号 都城市内 【県外の道路】国道10号 平江交差点付近(都城市) 【県外の道路】国道220号 源藤交差点付近(宮崎市)	国道10号 竜ヶ水交差点～仙巖園前交差点 国道10号 清水町交差点～仙巖園前交差点 国道3号 平田橋交差点～下伊敷交差点 国道225号 真砂入口交差点～大学病院入口交差点 「区間変更」 カラー舗装(H30年度 紫原団地入口) 停止線前出し(産業道路入口) 県道16号 吉野 県道24号 伊集院 県道35号 武小学校前交差点～武町交差点 県道25号 堅馬場交差点付近、国道10号に向かって渋滞 県道21号 加治屋町交差点、天文館から国道3号へ右折渋滞 路面標示(R元年度 加治屋町) 県道605号 海上保安部前 国道58号 永田橋交差点付近 右折車線の延伸、左折車線の新設 (H26年度 永田橋) ハイヤー・タクシー事業者 国道3号 平田橋交差点付近 国道3号 下伊敷交差点付近 国道3号 新上橋交差点付近 国道10号 仙巖園前交差点～竜ヶ水交差点 国道225号 天保山大橋交差点付近 国道225号 産業道路入口交差点付近 停止線前出し(産業道路入口) 国道225号 谷山港区入口交差点 路面標示(R元年度 谷山港区入口) 県道24号 中洲電停交差点付近 県道24号 建部神社前交差点～鹿児島市道中洲通線 荒田交差点 左折車線増設、バスベイ新設(H28年度 武町) 右折車線延伸、左折車線増設(H26年度 中洲電停) 右折レーンの延伸(R元年度 荒田)

※太字斜体: 要望箇所の変更箇所
緑字箇所: H25～R2年度対策実施箇所
赤字箇所: R3年度対策実施箇所
青字箇所: R4年度以降対策実施予定箇所
□: 今回対策追加箇所
■: 対策内容

4. 官民連携による渋滞対策

事業実施中箇所

(3)事業実施中箇所 国道10号 牧之原交差点(国)

《位置図①》



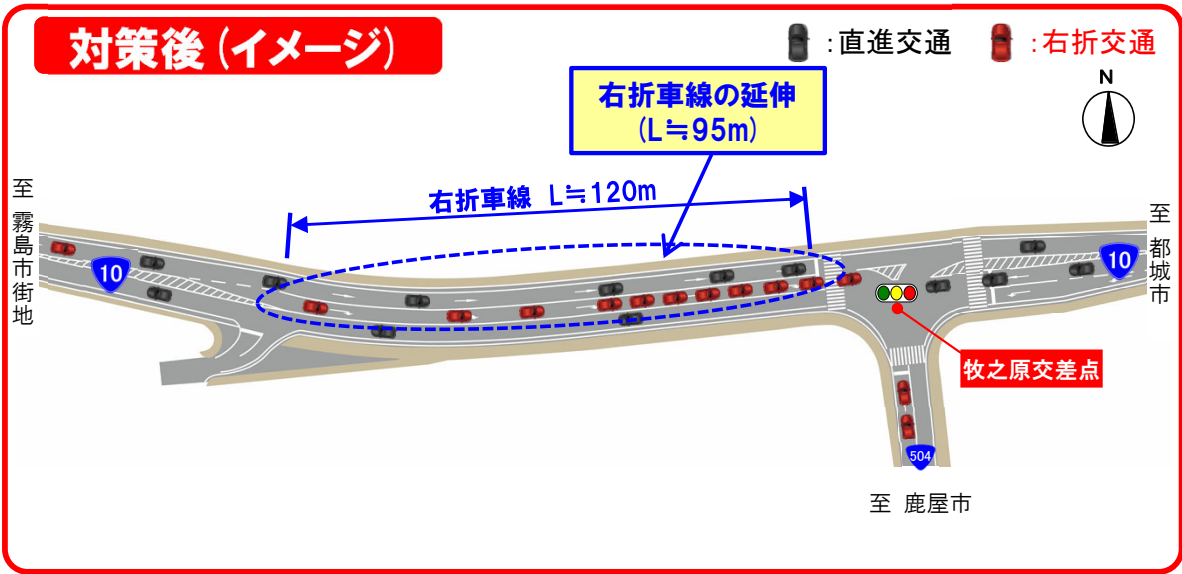
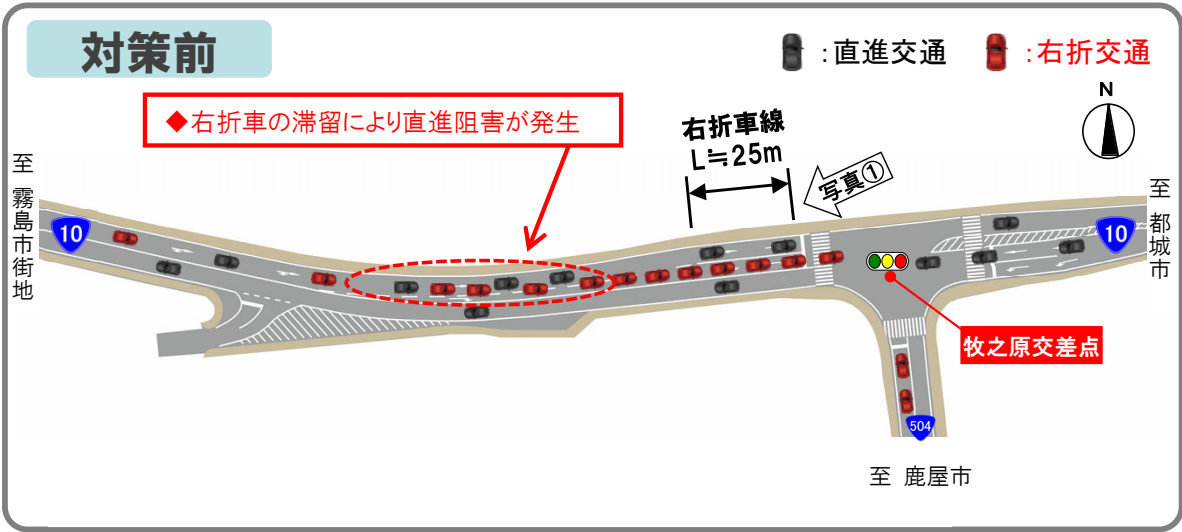
《位置図②》



課題・対策方針

- <課題>
- 右折車両の滞留により直進車両の障害が発生
- <対策方針>
- 右折車線の延伸
約25m⇒約120m

【対策】右折車線の延伸



5. TDM施策の取り組みについて

(1)交通需要マネジメント(TDM施策)の対策検証箇所の設定

- 緊急事態宣言中の渋滞状況は、直轄国道の主要渋滞箇所56箇所のうち2箇所が解消、21箇所が緩和、33箇所が変化無し
- 緊急事態宣言中の渋滞緩和状況と交通量変化状況を踏まえ、下記視点でTDM施策の効果が期待される箇所を選定
⇒「仮」国道10号脇元合流部、「二軒茶屋交差点」

◇TDM施策の検証箇所の選定

直轄国道の主要渋滞箇所56箇所
(主要渋滞箇所123箇所)

緊急事態宣言中の交通状況に応じて分類

解消 :2箇所 <仮>国道10号脇元合流部>を含む
◇全方向の速度が20km/h以上に変化

緩和 :21箇所 <二軒茶屋交差点>を含む
◇20km/h未満の方向数が減少

変化無し :33箇所
◇20km未満の方向に変化が無く、交通量が減少

引き続き渋滞対策を検討

緊急事態宣言中の渋滞状況

◇TDM施策の考え方

<公共交通の利用促進>
公共交通が充実し利便性が高い箇所

二軒茶屋交差点

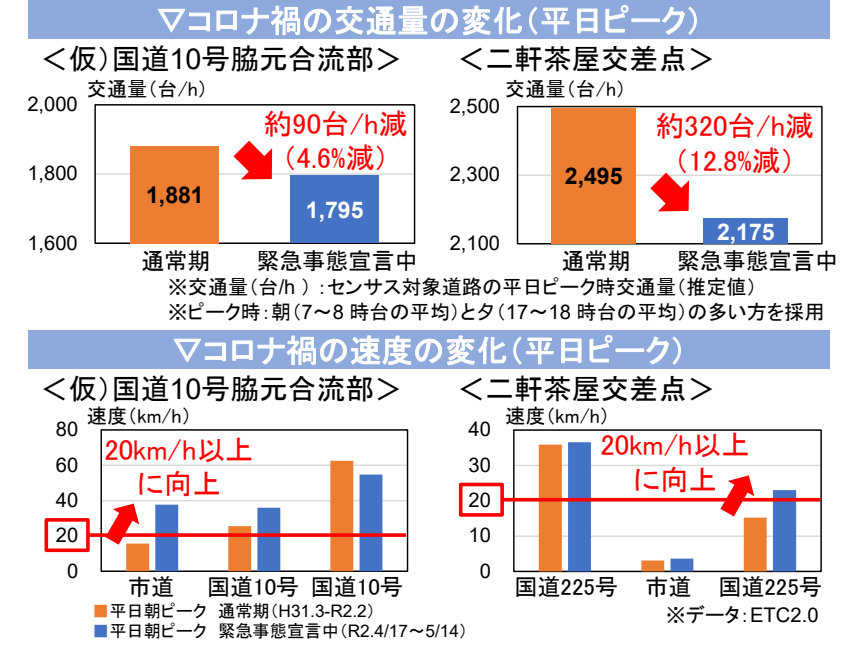
鹿児島市エリア

<有料道路の利用促進>

ICが近接し有料道路利用促進が可能な箇所

仮)国道10号脇元合流部

始良市エリア



<時差出勤・フレックスタイム>
通勤時間帯の混雑が著しく、その混雑が一定の時間帯に集中している箇所

5. TDM施策の取り組みについて

(2)TDM施策の概要

○ピーク時間帯に集中する交通の分散を図るため、TDM施策(時差出勤や公共交通利用、経路の変更の促進)を令和4年2月7日から実施
○TDM施策への参加を浸透拡大するため、取り組みのメリット等を発信 併せてアンケートによる解析を実施

TDM施策の内容

実施期間	令和4年2月7日(月)から実施
実施主体	・鹿児島県交通渋滞対策協議会 (国土交通省鹿児島国道事務所・大隅河川国道事務所、九州運輸局鹿児島運輸支局、鹿児島県、鹿児島市、鹿児島県警察、NEXCO)
対象者	・鹿児島市内へ自家用車で通勤している方
TDM施策	・出勤時間の変更：出勤を早めるまたは遅らせる ・公共交通の利用：自家用車から鉄道等に変更 ・経路の変更：一般道から有料道路への経路変更
目的・内容	<目的> ・時間や経路、移動手段を変更するメリットや最適な手段・時間帯に関する情報提供を行い、ピーク時間帯に集中する交通量の削減を図る <内容> ・情報提供と合わせ、参加しやすい環境整備(参加企業、参加者へのインセンティブ)を検討
考えられる情報提供手法	利用者側の視点から、様々な場面での情報提供を実施 <道路利用時> ・<u>道路情報板での掲示</u> <通勤時・外出時> ・<u>企業、市役所、公共施設でのチラシ配布・ポスター掲示</u> <日常生活時> ・<u>テレビ、ラジオ、新聞等のメディアの活用</u> ・<u>SNSを活用した広報</u> ・<u>自治体の広報誌への掲載</u> <その他> ・<u>民間企業・事業所へのポスター掲示依頼</u>

記者発表
(令和4年2月7日)

令和4年2月7日
鹿児島県交通渋滞対策協議会

渋滞緩和を目的とした時差出勤等をためてみませんか？

～ かしこく はして かごしま ～

鹿児島県交通渋滞対策協議会では、交通行動の変化を促すことによる渋滞緩和を目的として、時差出勤、公共交通利用、経路変更等を推奨しています。

鹿児島市街地における道路の混雑割合は全国ワースト1位と極めて深刻な混雑状況です。

そこで、出勤時間を少しずらしたり、ルートを変えたりするなどの取り組みで通勤ラッシュを避けることにより、今よりスムーズな通勤が可能になります。

この機会に、時差出勤等をためて、通勤時の渋滞によるイライラを解消しませんか。

また、時差出勤等を実際にしている方やためてみた方は、アンケートより感想などをお知らせください。

1. 期 間：令和4年2月7日(月)～

2. 取 組 内 容：詳細は、Web ページをご確認ください。
<https://www.csr.mlit.go.jp/kakoku/about/kentou/jutai/tdm/> アンケートは

3. アンケート：取り組みに関する皆様の声をお聞かせください。
https://questant.jp/q/kagoshima_TDM2021

【取組主体】
鹿児島県交通渋滞対策協議会
(国土交通省、鹿児島県、鹿児島市、鹿児島県警察、NEXCO 西日本)

【問い合わせ先】
九州地方整備局 鹿児島国道事務所 技術副所長 坂本 淳一
計画課長 松尾 和敏
TEL) 099-216-3111 (代表)

5. TDM施策の取り組みについて

(3)TDM施策の情報提供について

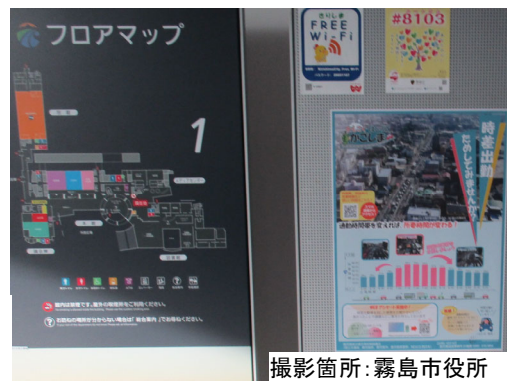
○チラシやポスターを協議会の関連施設、商業施設等へ設置。また、鹿児島市中心部の企業へチラシの配布を実施。

チラシ・ポスター設置箇所とチラシ配布企業



※R2年度、鹿児島市中心部に立地する企業400社へ「渋滞対策への取組状況に関するアンケート調査」の依頼を郵送し、110社から協力を得られた。(実施時期：R2.12～R3.1頃)
R3年度、協力していただいた110社へ電話連絡し、配布可能な88社にチラシを郵送。(実施時期：R4.2)

チラシ・ポスター設置状況



5. TDM施策の取り組みについて

(3)TDM施策の情報提供について

- 鹿児島県国道事務所ホームページにTDM施策の特設ページを立ち上げ、取り組みに参加する際に参考となる情報やメリットなどを掲載。
- 自治体ホームページやSNSを活用して、取組内容やTDM施策の特設ページへのリンク等で宣伝。
- 道路情報板でのドライバーに向けた情報提供を実施。

TDM施策ホームページ

時差出勤の目安となる
時間帯別の所要時間や
参加のメリット等を掲載

自治体ホームページ

新着情報を
掲載

バナーリンク
を掲載

SNS (Twitter)

SNS (Twitter)を活用して、
取組内容やTDM施策の特設ページへの
リンク等で宣伝

道路情報板

道路情報板でのドライバーに向けた
情報提供を実施

道路情報板

道路情報板でのドライバーに向けた
情報提供を実施

5. TDM施策の取り組みについて

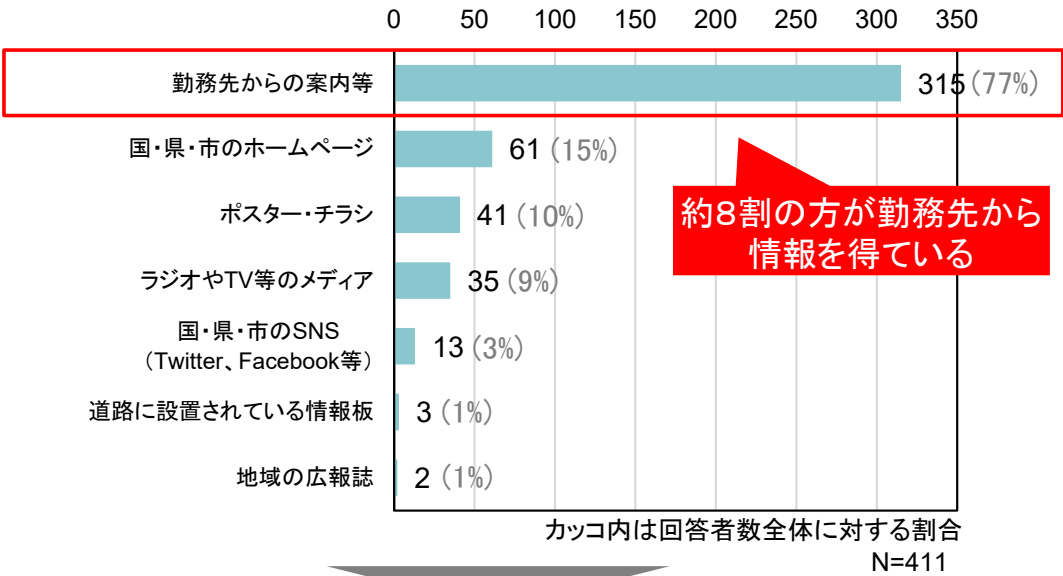
(4)アンケート調査結果

取り組みに関するアンケート調査概要

実施期間	令和4年2月7日(月)～ 継続中	回収票数	・ 411票 (令和4年3月1日時点の回収数)
調査手法	・Webアンケート調査 ※広報媒体(チラシ・ポスター)にURL・QRコードを記載	調査目的	・取り組みの参加状況 ・取り組みによる参加者へのメリット、デメリットの把握 ・今後の継続意向 ・取り組みの課題・改善点を把握 等
調査対象	・鹿児島市内に通勤している方、または、鹿児島市在住で周辺市町村に通勤している方		

取り組みを知ったキッカケ

複数回答

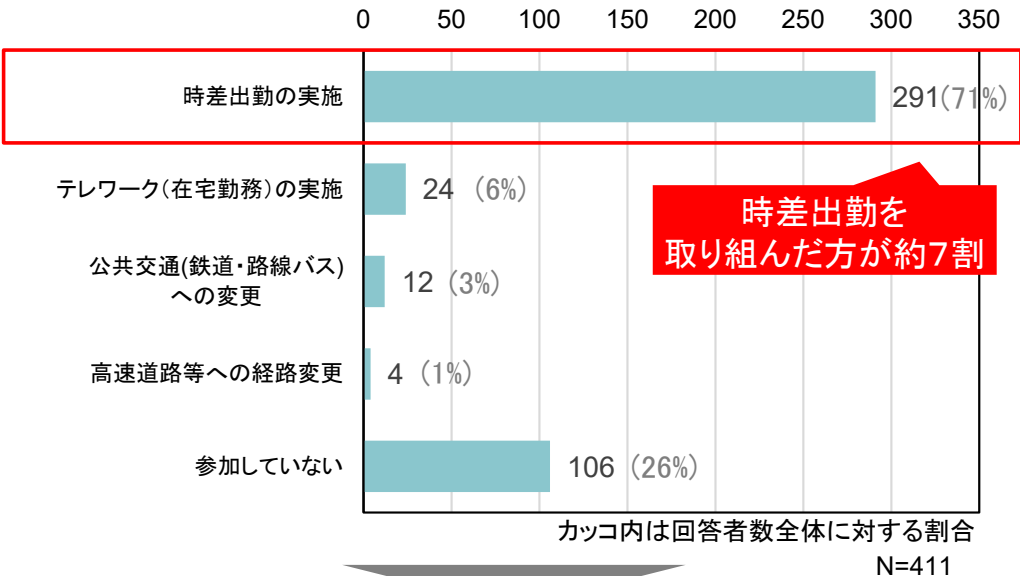


勤務先を通した呼びかけから
情報を得た人が多い

参加した取り組み

複数回答

(取り組みの参加者305人)

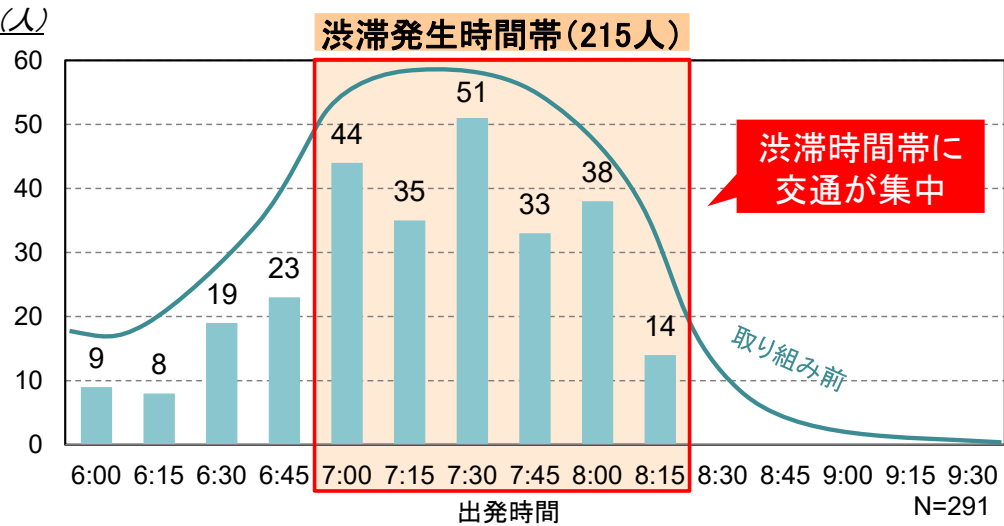


通勤スタイルを変更せずに参加できる
時差出勤の実施が多かった

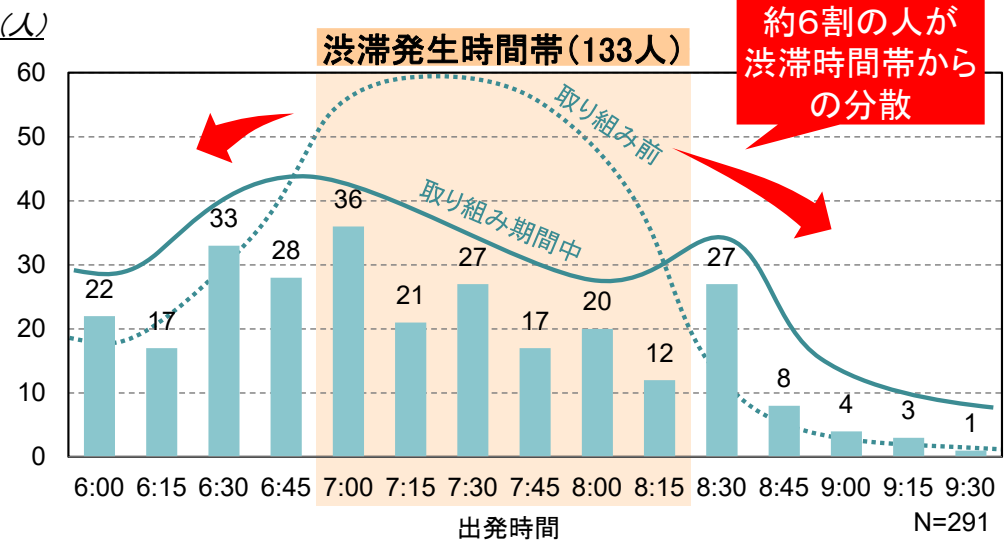
5. TDM施策の取り組みについて

(4)アンケート調査結果（速報）

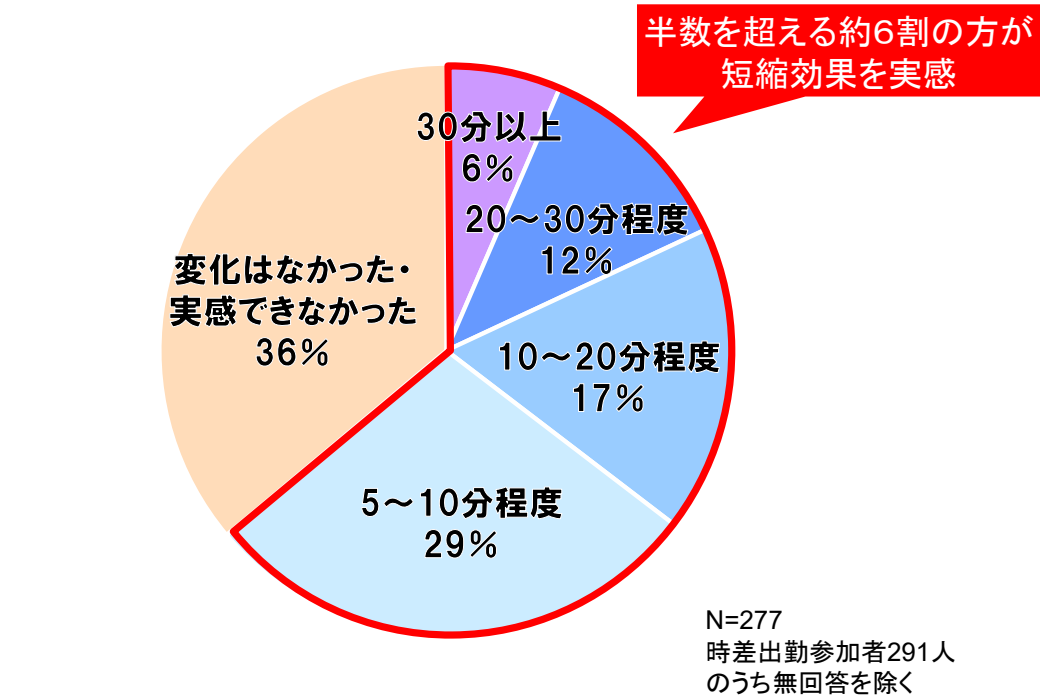
取り組み前の出発時間



取り組み期間中の出発時間



時差出勤による短縮時間



集中していた通勤時間が取り組み参加で分散するとともに、参加者の多くが時間短縮を実感

5. TDM施策の取り組みについて

(4)アンケート調査結果

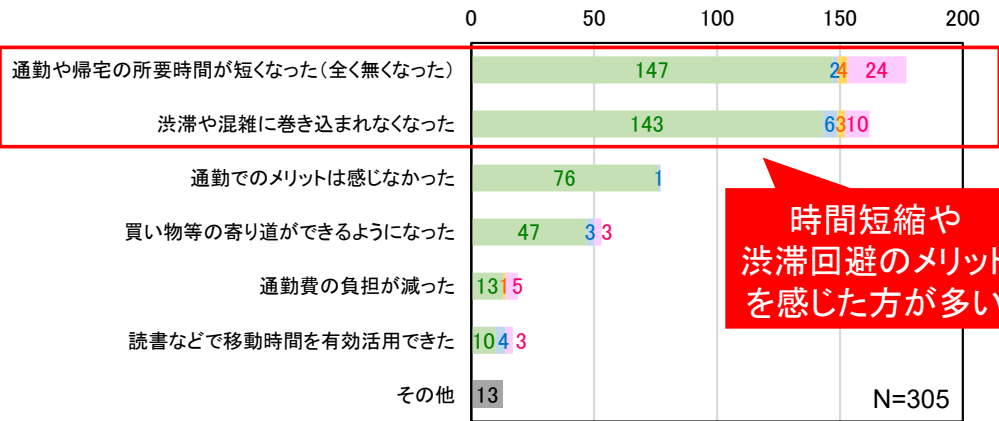
■ 時差出勤の実施 ■ 公共交通(鉄道・路線バス)への変更 ■ 高速道路等への経路変更 ■ テレワーク(在宅勤務)の実施

複数の取り組みを実施した方は回答が重複している場合がある

取り組み参加による**メリット**

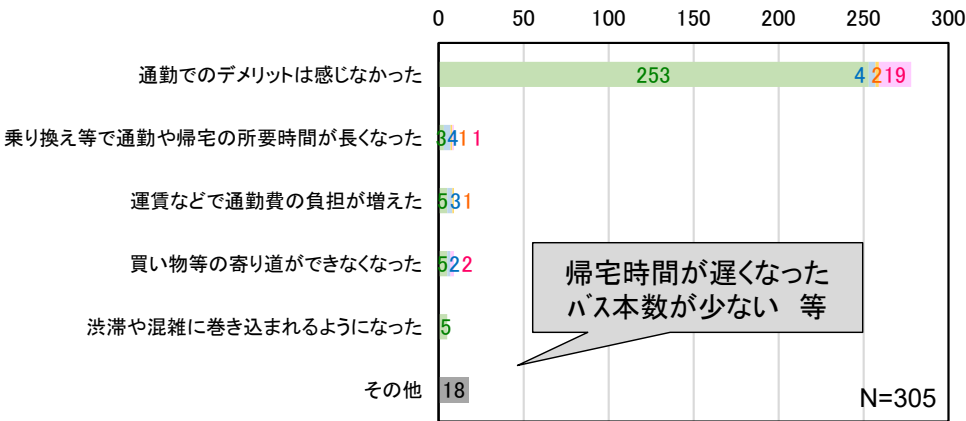
複数回答

通勤面での効果

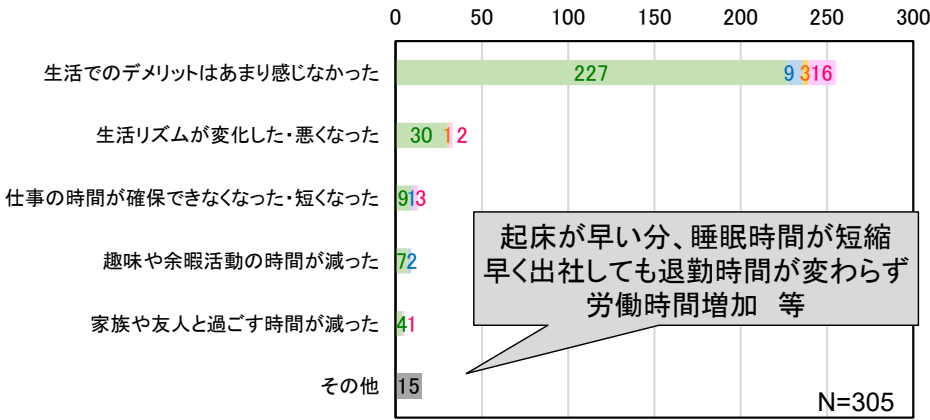
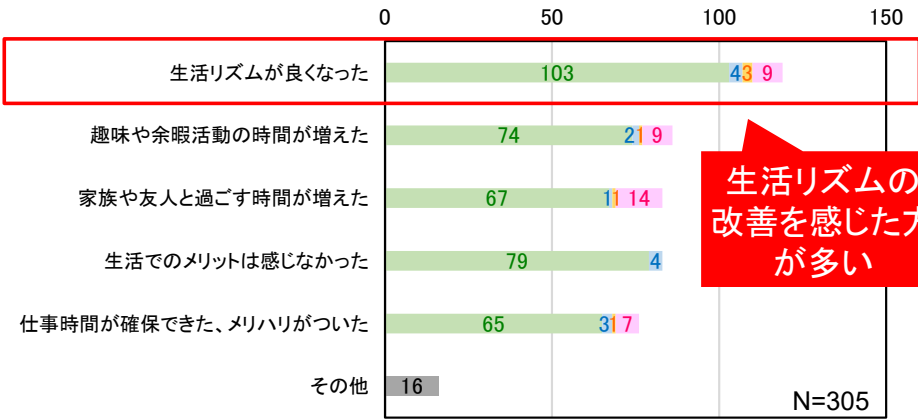


取り組み参加による**デメリット**

複数回答



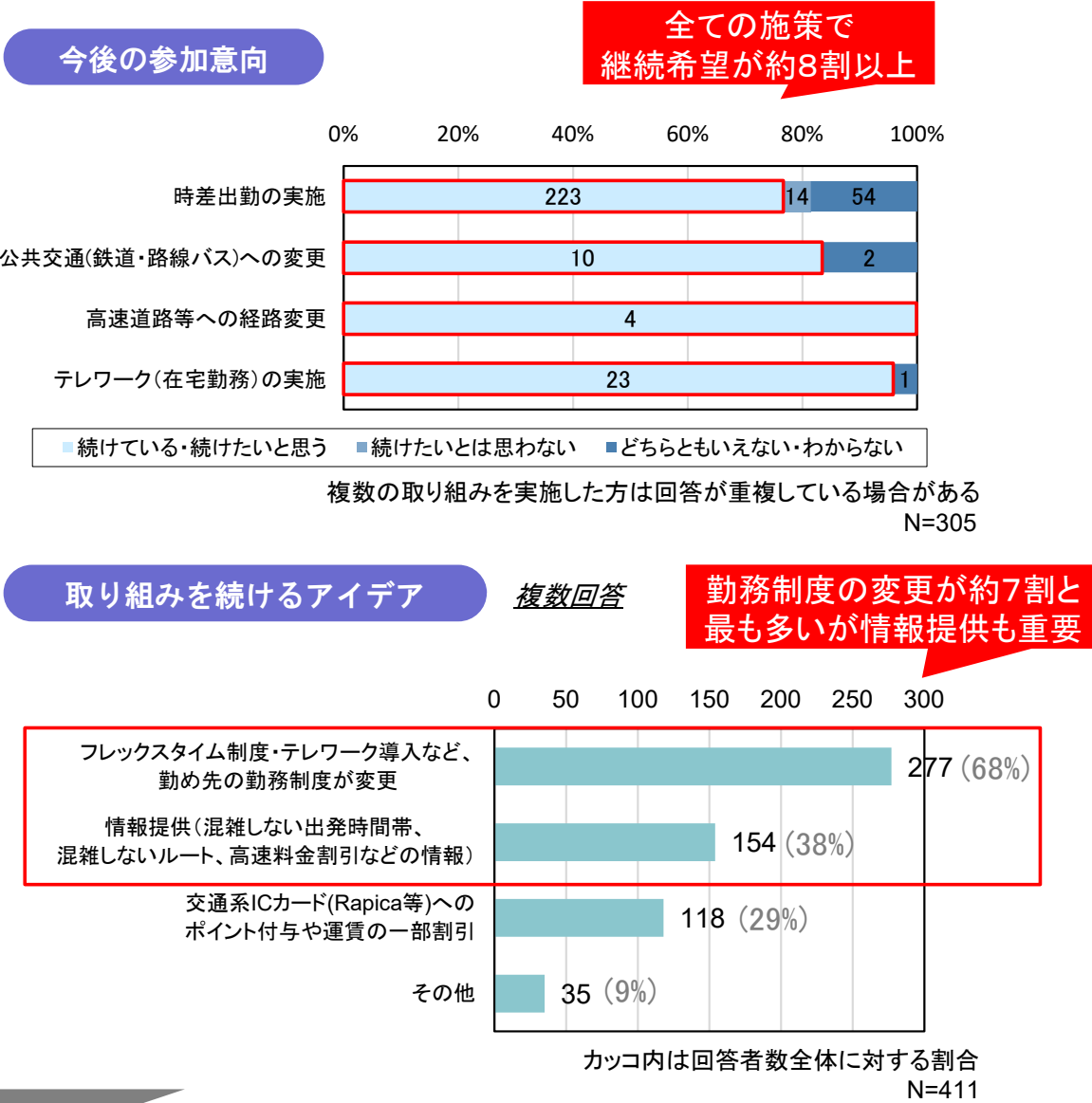
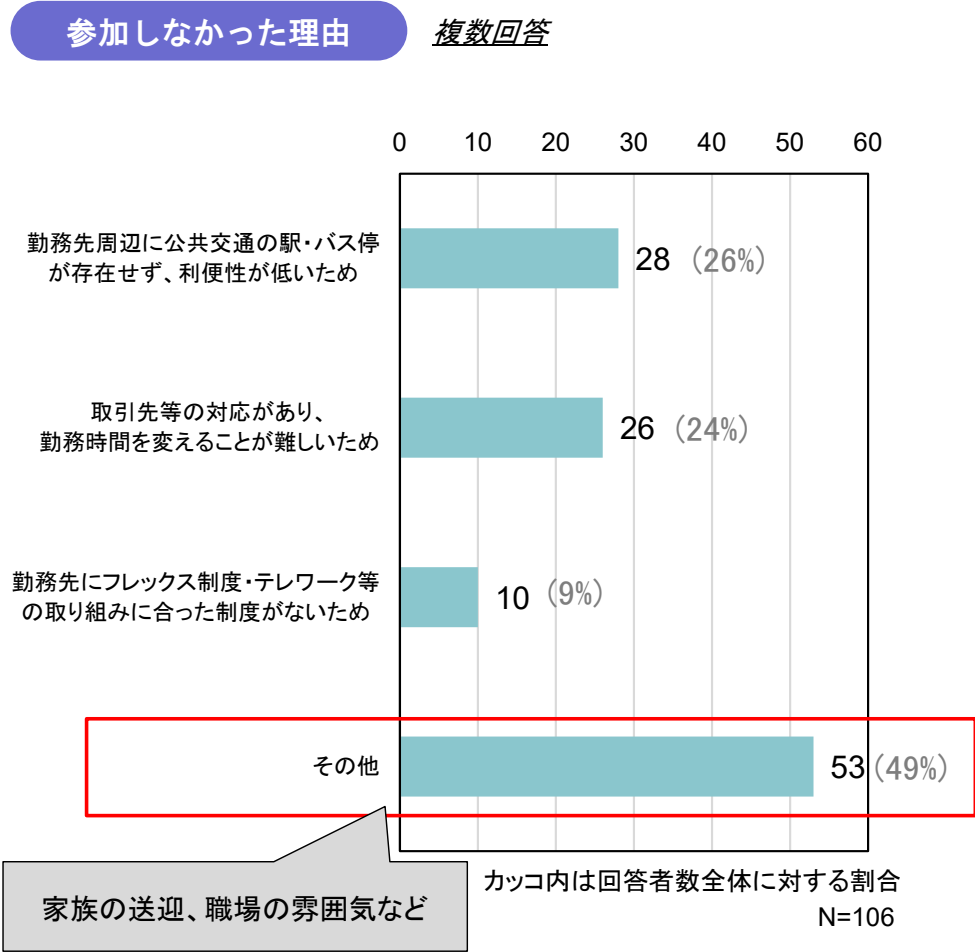
生活面での効果



「通勤時間の短縮」「渋滞や混雑の回避」「生活リズムの改善」等
取り組みによりメリットを感じた人が多かった

5. TDM施策の取り組みについて

(4) アンケート調査結果



今後の継続(新規参加)を促すには、**取り組みを浸透させる継続的な情報提供と事業所と協力して参加しやすい環境整備が重要**

5. TDM施策の取り組みについて

(5)TDM施策の進め方

○令和4年2月7日からTDM施策を実施し、継続的な効果検証と改善を実施する。

年月		内 容		主な調整項目
令和3年度	7	内容の調整		・施策の具体内容 ・実施期間等のスケジュール決定 ・取り組み内容調整 ・役割分担調整
		関係機関協議(7/21)		
	8	作業部会(7/28)	実施承認	
	9	第1回協議会(8/26)		
	10	関係機関協議(10/11)		・各関係機関からの実施承認 ・取り組み内容調整 ・役割分担調整 ・関係機関での周知、広報
	11	実施準備		
	12			
	1			
	2	実施開始(R4.2.7)	効果検証 (データ分析等)	・実施中の効果検証(データ集計、アンケートなど) ・取り組みや運営体制の課題や改良点の整理
	3	第2回作業部会		
令和4年度	4	第2回協議会	取組報告	【作業部会・協議会】 ・実施概要、経過報告(速報)の報告、広報の拡大検討など
	5	内容の再調整		・R3年度の改善点の調整等
	6			
	夏頃	関係機関協議 渋滞対策協議会		

6. 次回鹿児島県交通渋滞対策協議会に向けた検討項目

＜次回鹿児島県交通渋滞対策協議会に向けた主な検討内容＞

①**主要渋滞箇所の最新データによる交通状況のモニタリング**
⇒最新データによる主要渋滞箇所の速度変化状況の整理【国】

②**主要渋滞箇所及び官民連携における対策**
⇒対策メニュー(ピンポイント渋滞対策等)の検討【国、県、市、県警察】

③**交通需要マネジメント(TDM)施策の実施**
⇒TDM施策の実施状況と評価【国、県、市、県警察、NEXCO】

※【 】内は主な検討主体